

平成30年度

農林水産予算の概要

【農村振興局】

平成29年12月

農林水産省

目 次

平成30年度予算概算決定の概要	1
平成30年度国営事業着手地区等について	5
平成30年度農林水産予算概算決定の重点事項【農村振興局】	8

非 公 共 事 業

農地耕作条件改善事業	12
農業水路等長寿命化・防災減災事業	14
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	16
日本型直接支払	18
中山間地農業ルネッサンス事業	24
農山漁村振興交付金	28
「農泊」の推進	30
山村活性化支援交付金	32
荒廃農地等利活用促進交付金	34
鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	36
小水力等再生可能エネルギー導入支援事業	39
農家負担金軽減支援対策事業	41
有明海再生対策	43

公 共 事 業

農業農村整備事業	45
国営かんがい排水事業	49
国営農地再編整備事業	51
国営総合農地防災事業	52
畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援	54
土地改良施設突発事故復旧事業	56
農業競争力強化基盤整備事業	59
農地中間管理機構関連農地整備事業	60
農業競争力強化農地整備事業	62
水利施設等保全高度化事業	66
農村地域防災減災事業	68
土地改良施設維持管理適正化事業	71
国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）	73
水資源機構かんがい排水事業	75
農山漁村地域整備交付金	78
海岸事業（農地海岸）	81
災害復旧事業、災害関連事業（農地・農業用施設等）	82

< 平成29年度補正予算 >

平成29年度農林水産関係補正予算の概要【農村振興局】	87
----------------------------	----

非 公 共 事 業

中山間地域所得向上支援対策（TPP等関連対策）	89
鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	92
「農泊」の推進	94
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	96

公 共 事 業

農地の更なる大区画化・汎用化の推進（TPP等関連対策）	98
水田の畑地化・畑地・樹園地の高機能化等の推進（TPP等関連対策）	100
畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（TPP等関連対策）	102
農業農村整備事業（防災・減災対策）	104
災害復旧等事業	106

主要予算総括表

(単位:億円)

事 項	29 年度 当初予算額	29 年度 補正予算額	30 年度 概算決定額	対前年度比
				(%)
一般会計				
非公共事業	1,340	118	1,552	115.8%
公共事業	4,215	1,560	4,242	100.6%
農業農村整備事業	3,084	1,370	3,211	104.1%
農山漁村地域整備交付金	1,017	—	917	90.2%
海岸事業	33	—	33	100.0%
災害復旧事業等	82	190	82	100.0%
農村振興局予算総額	5,555	1,677	5,794	104.3%

- (注) 1 計数整理の結果、異動を生じることがある。
 2 農山漁村地域整備交付金は、林野庁及び水産庁分を含む農林水産省の全体の額である。
 3 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

非公共予算の概要

(単位:百万円)

事 項	29年度 当初予算額	29年度 補正予算額	30年度 概算決定額	対前年度比
				(%)
主な事項				
農地耕作条件改善事業	23,562	—	29,832	126.6%
農業水路等長寿命化・防災減災事業	—	—	20,020	皆増
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	150	138	150	100.0%
多面的機能支払交付金	48,251	—	48,401	100.3%
中山間地域等直接支払交付金	26,300	—	26,340	100.2%
農山漁村振興交付金	10,060	345	10,070	100.1%
うち「農泊」の推進	5,000	345	5,655	113.1%
鳥獣被害防止総合対策交付金	9,500	1,276	10,350	108.9%
有明海再生対策(農村振興局計上分)	1,000	—	1,000	100.0%
[TPP等関連対策]				
中山間地域所得向上支援対策	—	30,000	—	—
うち本体事業(中山間地域所得向上支援事業)	—	10,000	—	—
うち優先枠	—	20,000	—	—
農村振興局 非公共予算総額	134,035	11,759 (注3)	155,223	115.8%

- (注) 1 計数整理の結果、異動を生じることがある。
 2 農村振興局 非公共予算総額については、主な事項以外の事業等も含めた総額である。
 3 平成29年度補正予算額の総額には、中山間地域所得向上支援対策の優先枠分200億円を含まない。

農業農村整備事業関係予算 概算決定の概要

(単位:億円)

	29年度 予算額	30年度 概算決定額 A	29年度 補正額 B	合計 A+B
農業農村整備事業	3,320	3,709 (111.7%)	1,452	5,161 (155.5%)
農業農村整備事業(公共)	3,084	3,211 (104.1%)	1,370	4,581 (148.5%)
農地耕作条件改善事業等(非公共)	236	298 (126.6%)	82	380 (161.4%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業 (非公共)	-	200 (皆増)	-	200 (皆増)
農山漁村地域整備交付金(公共) (農業農村整備分)	701	639 (91.2%)	-	639 (91.2%)
計	4,020	4,348 (108.2%)	1,452	5,800 (144.3%)
【参考】				
その他関連(公共)	115	115 (100.0%)	190	304 (265.5%)
〔 海岸事業(農地海岸) 〕	33	33	-	33
〔 災害復旧事業等(農地・農業用施設等) 〕	82	82	190	271
その他関連(非公共)	64	64 (100.0%)	-	64 (100.0%)
〔 農家負担金軽減支援対策事業 〕				
〔 受託工事等実施費 〕				
参考 計	4,198	4,526 (107.8%)	1,642	6,168 (146.9%)

- (注) 1 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
 2 下段()書きは平成29年度予算額との比率である。
 3 平成29年度補正額はTPP等関連対策を含む。
 4 農地耕作条件改善事業等の平成29年度補正額には、中山間地域所得向上支援事業の基盤整備分82億円を含む。
 5 その他関連(非公共)については、農業農村整備事業を実施する上で関連する予算を計上。
 農家負担金軽減支援対策事業: 土地改良事業等の農家負担金の軽減を図るための無利子貸付等の事業。
 受託工事等実施費: 国営土地改良事業による工事に関連し、共同事業として工事を実施するための経費等。

農業農村整備事業の概要

(単位:億円)

事 項	29年度 当初予算額 ①	29年度 補正予算額 ②	30年度 概算決定額 ③	対前年度比 (%) ③/①	29年度補正予算額 + 30年度概算決定額	
					②+③=④	対前年度比 (%) ④/①
農業農村整備事業						
国営かんがい排水	1,186	205	1,162	98.0%	1,367	115.3%
国営農地再編整備	197	196	221	112.1%	416	211.5%
国営総合農地防災	262	58	265	101.1%	322	123.2%
直轄地すべり	12	0	10	86.8%	11	90.2%
水資源開発	73	1	72	98.9%	73	100.2%
農業競争力強化基盤整備	580	677	667	115.1%	1,344	231.7%
農村地域防災減災	508	234	528	103.9%	762	149.9%
土地改良施設管理	156	-	157	100.4%	157	100.4%
その他	111	-	128	116.0%	128	116.0%
計	3,084	1,370	3,211	104.1%	4,581	148.5%

- (注) 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
 2. 平成29年度補正予算額はTPP等関連対策を含む。
 3. その他には後進地域開発特例法適用団体土地改良等関係開発指定事業補助率差額金を含む。
 4. 国営総合農地防災には土地改良施設突発事故復旧事業(直轄)、農村地域防災減災には土地改良施設突発事故復旧事業(補助)を含む。

平成30年度国営事業 事業着手地区(概算決定)

区分	地区数	地区名
【国営事業】 (農林水産省)		
かんがい排水	1	<small>やつしろへいや</small> 八代平野(熊本県)
農用地再編整備	1	<small>しんじこせいがん</small> 宍道湖西岸(島根県)
(北海道)		
かんがい排水	1	<small>ほろむいがわ に き</small> 幌向川二期
農用地再編整備	2	<small>たいせつひがしかわだいに</small> 大雪東川第二 <small>あかん</small> 阿寒
総合農地防災	1	<small>ほろのべ</small> 幌延
【水資源機構】 (農林水産省)		
かんがい排水	1	<small>あいちようすいみよししせんすいるきんきゅうたいさく</small> 愛知用水三好支線水路緊急対策(愛知県)

平成30年度国営事業 調査着手地区(概算決定)

区分	地区数	地区名
(農林水産省) かんがい排水	2	<small>さんのうかいさんき</small> 山王海三期(岩手県) <small>やはぎがわえんがん</small> 矢作川沿岸(愛知県)
(北海道) かんがい排水	3	<small>きょうえいちかぶみにき</small> 共栄近文二期 <small>しんかわにき</small> 新川二期 <small>ところがわりゅう</small> 常呂川下流

平成30年度国営事業 対策移行地区(概算決定)

区分	地区数	地区名
(農林水産省) 国営施設応急対策	3	<small>もりおかなんぶ</small> 盛岡南部(岩手県) <small>はやつきがわ</small> 早月川(富山県) <small>いや</small> 揖屋(島根県)
(北海道) 国営施設応急対策	1	<small>とままえ</small> 苫前

平成30年度農林水産関係予算の重点事項 (農村振興局関係)

(※) 各事項の下段()内は、平成29年度当初予算額
【補正予算】は、平成29年度補正予算

1 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化

○ 農地の大区画化等の推進<公共>

(農業農村整備事業で実施)

1,110億円の内数

(1,034億円の内数)

【補正予算】
350億円

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を実施すること等により、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を促進

○ 農地耕作条件改善事業

298億円

(236億円)

- 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進

2 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

○ 水田の畑地化・汎用化の推進<公共>

(農業農村整備事業で実施)

1,110億円の内数

(1,034億円の内数)

【補正予算】
457億円

- 平場・中山間地域等において、水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のための基盤整備を推進するとともに、転換に必要な水利用調整等を円滑に進めるため、地区の負担軽減等を図ることにより、高収益作物への転換を促進

3 強い農林水産業のための基盤づくり

(1) 農林水産基盤整備（競争力強化・国土強靱化）

○ 農業農村整備事業＜公共＞	3, 211 億円 (3, 084 億円)	【補正予算】 1, 370 億円
<ul style="list-style-type: none"> 農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地集積の加速化・農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化、耐震化対策や突発事故への対応等を推進 		
○ 農地耕作条件改善事業（再掲）	298 億円 (236 億円)	
<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進 		
○ 農業水路等長寿命化・防災減災事業	200 億円 (-)	
<ul style="list-style-type: none"> 農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を実施 		
○ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞	917 億円 (1, 017 億円)	
<ul style="list-style-type: none"> 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援 		

(2) 農林水産関係施設整備

○ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業	2 億円 (2 億円)	【補正予算】 1 億円
<ul style="list-style-type: none"> 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備やこれと一体的に行う用水確保対策等を支援 		

(3) 畜産・酪農の競争力強化

○ 草地関連基盤整備＜公共＞	(農業農村整備事業で実施) 69 億円 (62 億円)	【補正予算】 95 億円
<ul style="list-style-type: none"> 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を推進 		

4 農山漁村の活性化

(1) 日本型直接支払の実施

○ 多面的機能支払交付金

484億円

(483億円)

- ・ 農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付

○ 中山間地域等直接支払交付金

263億円

(263億円)

- ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

(2) 中山間地農業の活性化支援

○ 中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共>

400億円

(400億円)

(優先枠等を設けて実施)

- ・ 傾斜地等の条件不利性や鳥獣被害の増加など中山間地農業が置かれている状況を踏まえつつ、地域の特色を活かした多様な取組を後押しするため、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援

○ 中山間地域所得向上支援対策

【補正予算】
300億円

- ・ 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

うち本
100億円
うち優先
200億円

○ 中山間地域等直接支払交付金（再掲）

263億円

(263億円)

(3) 「農泊」の推進と農山漁村の振興

- | | | |
|---|------------------|---------------|
| | (農山漁村振興交付金で実施) | 【補正予算】 |
| ○ 「農泊」の推進 | 57億円
(50億円) | 3億円 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 増大するインバウンド需要等呼び込み、農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築、地域に眠っている資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援
(このほか、国有林において、多言語による情報発信、木道整備等を実施) | | |
| ○ 農山漁村振興交付金 | 101億円
(101億円) | 【補正予算】
3億円 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 都市と農山漁村の共生・対流の推進や地域の活性化、薪炭など地域資源の活用等による山村の活性化、福祉農園の整備等による農福連携の推進、都市農業の多様な機能の発揮の促進、定住・地域間交流や雇用の増大を促進するための取組を支援 | | |
| ○ 荒廃農地等利活用促進交付金 | 2億円
(2億円) | |
| <ul style="list-style-type: none">・ 荒廃農地等を再生利用するための雑草・雑木除去や土作り等の取組を支援 | | |

(4) 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

- | | | |
|--|-----------------|----------------|
| | 105億円
(97億円) | 【補正予算】
13億円 |
| <ul style="list-style-type: none">・ 鳥獣被害対策実施隊の増設・捕獲活動の強化、侵入防止柵の設置等による鳥獣被害防止とともに、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がつながったモデル地区の整備を支援するほか、森林被害防止のための広域・計画的な捕獲等を実施 | | |

(5) 再生可能エネルギーの導入・活用の促進

- | | | |
|---|----------------------|--|
| | (食料産業・6次産業化交付金等で実施) | |
| ○ 再生可能エネルギー導入等の推進 | 21億円の内数
(10億円の内数) | |
| <ul style="list-style-type: none">・ 太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギー事業によるメリットを地域の農林漁業の発展に活用する取組、農業水利施設を活用した小水力発電等に係る調査設計、地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援 | | |

農地耕作条件改善事業

【29,832(23,562)百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地集積推進型（新規）（農地集積・集約化の推進を図る場合）

一定以上の事業規模、農地集積・集団化率の向上等を要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を実施。事業工種は「2. 地域内農地集積型」の定率助成に準ずるが、単独実施は区画整理、農地造成、暗渠排水のみ可能。

○集積推進費：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%（国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担））

2. 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）

○定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備 等

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

○定率助成：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設、管理省力化支援 等

3. 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）

「2. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能。

○定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握 等

○定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

※ 事業の特徴

(1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等

(2) 事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）、総事業費は10億円未満

(3) 必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）

(4) 農地中間管理機構との連携概要を策定

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：1. について、都道府県
2. 及び3. について、農地中間管理機構、都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

農地耕作条件改善事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせて一括支援。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

- 定額助成
 - ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等^(※1)
 - ・ 1地区あたり上限300万円(年基準額)の条件改善促進支援 等
- (※1) 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当
- 定率助成
 - ・ 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成 等
 - ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 等

《農地集積推進型(新規)》最大5年（ハードは最大3年）

- 事業規模、農地集積・集団化等を実施要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を支援。**
- ① **機動的な基盤整備**：《地域内農地集積型》の定率助成と同様（但し、単独実施は、面的整備（区画整理、農地造成、暗渠排水）のみ可能）
 - ② **集積推進費**：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%等、国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担）

【農地集積推進型の実施要件】

- 面的整備の場合、事業対象農地は、1ha(中山間等は0.5ha)以上の連片化した農地であること
- 総事業費が1,000万円以上の都道府県営事業であること
- 目標年度(事業完了後3年)までに、①担い手への農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積され、また、②担い手への農地集団化率が向上し、概ね8割以上となること

2. 実施要件（共通）

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域(これを受益とする施設も対象)
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援(最大2年)

- 定額助成^(※2)
 - ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善(最大5年(ハードは最大3年))

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入(タマネギの収穫)

③ 高収益作物導入支援(最大5年)

- 定額助成^(※2)
 - ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等
- 定率助成
 - ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

(※2) プランの作成や技術習得等に必要経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円(年基準額)を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上(土地所有者含む)が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・ 《農地集積推進型》は、都道府県のみ



これなら思い通りの農業ができるわ！

農業水路等長寿命化・防災減災事業 [新規]

【20,020(一)百万円】

対策のポイント

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援します。

<背景/課題>

- ・施設の老朽化の進行や災害リスクが高まっていく中で、農業が持続的に発展していくためには、農業生産活動が安心して行われることが重要です。
- ・そのため、農業生産活動の基盤となる農業水路等の農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に発揮していくことが大切であり、適時・適切な長寿命化対策や防災減災対策を実施することによって、農地や農業用施設を健全な状態に保つとともに、省力化などに取り組んでいくことが必要です。

政策目標

- 農業水利施設の機能保全計画の策定率(10割)
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積
(農地及び周辺地域の面積 約34万ha(うち農地面積 約28万ha)(平成32年度))

<主な内容>

1. きめ細やかな長寿命化対策

農業水利施設の老朽化にきめ細やかに対応した機能保全計画に基づく長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の労力軽減に資する取組を支援します。

- ・機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲート自動化、除塵機や水位計・流量計等の設置など、施設の長寿命化や水管理・維持管理の省力化に資する対策
- ・施設の状態を確認するための機能診断、機能保全計画の策定、ICT化など省力化技術を導入するための実証など、施設の長寿命化や省力化につながる対策

2. 機動的な防災減災対策

農業水利施設の機能低下により、災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組や、事故の防止などリスク管理に資する取組を支援します。

- ・災害による被害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、緊急時に対応するためのポンプ等の設置、安全を確保するための整備など、防災減災に資する対策
- ・施設の耐震性調査、被害を最小限にするハザードマップ作成、監視・管理体制の強化など、地域の防災減災につながる対策

補助率：1/2、定額等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

お問い合わせ先：農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
農村振興局防災課 (03-6744-2210)

○ 農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、これらに必要な調査・計画策定・省力化技術の導入やハザードマップ作成など、効果を最大限に発揮するための取組を支援します。

1. 事業内容

きめ細やかな長寿命化対策

農業水利施設の老朽化にきめ細やかに対応して長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の省力化に資する取組を支援。

（ハード対策）

- 機能保全計画に基づき、老朽化した農業水利施設の長寿命化を図るために必要な補修や更新
- 既存の水利ストックの適正化のための施設の統合・廃止
- 水管理省力軽減のための水利施設に付帯する分水ゲートの自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入
- 維持管理コスト低減のための除塵機や小水力発電施設等の整備



長寿命化のための整備



除塵機の設定



老朽化した施設の機能診断

（機能を一層発揮させるためのソフト対策）

- 施設の健全度を確認するための機能診断及び長寿命化のための機能保全計画の策定
- 長寿命化に資する施設整備のための実施計画の策定
- ICT化など省力化技術導入に当たったの検証

機動的な防災減災対策

農業水利施設の機能低下により、災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組や、事故の防止などリスク管理に資する取組を支援。

（ハード対策）

- 自然災害による被害を未然に防止するために必要な施設整備
- 地盤沈下や水質保全など、社会的な問題に対応するための施設整備
- 災害発生時に機能を喪失しないための施設の強化
- リスク管理のために必要な観測機器の設置
- 緊急時に対応するための排水ポンプ等の設置
- 安全を確保するための転落防止柵等の整備



災害に対する強化



水位計や監視カメラの設置



転落防止柵の整備

（機能を一層発揮させるためのソフト対策）

- 大規模地震を想定した施設の耐震性調査
- 災害発生時の被害を最小限に抑えるためのハザードマップの作成
- 災害による被害の発生を未然に防止するための監視・管理体制の強化

2. 実施要件

（ハード対策）長寿命化・防災減災整備計画に基づいて実施されるもので、総事業費200万円以上（受益面積要件なし）、受益者数2者以上、事業期間3年以内 【補助率：1／2等】
（ソフト対策）事業期間1年以内 【補助率：定額】

3. 実施主体

- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区 等

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【150（150）百万円】
（平成29年度補正予算 138百万円）

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や新燃岳等の活火山の急激な活発化に伴う降灰等により、農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う降灰による農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積
（農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）（平成32年度））

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備や関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 （03-3502-6430）]

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による農作物等への被害を防止・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化

事業内容

- ① 降灰による被害の防止又は最小化に必要な共同利用施設の整備等を実施
- ② ①に関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防止・最小化させるために必要な
洗浄用機械施設整備等を実施

【②関連整備等】



①の施設整備等の効果を一層促進させるため、洗
浄水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施

補助率等

農業者が組織する団体等が行う
事業に対して、**事業費の1/2以
内**を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

事業の対象

- 活動火山対策特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

日本型直接支払

【77, 190 (76, 960) 百万円】

対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<背景/課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- ・このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

政策目標

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

<主な内容>

1. 多面的機能支払交付金 48, 401 (48, 251) 百万円

(1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体〕

(2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等
都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体〕

[平成30年度予算の概要]

2. 中山間地域等直接支払交付金 26,340(26,300)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

第4期対策(平成27年度～31年度)では、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。

〔補助率：定額(田(急傾斜)：21,000円/10a、畑(急傾斜)：11,500円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

3. 環境保全型農業直接支払交付金 2,450(2,410)百万円

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

〔補助率：定額(カバークロープ：8,000円/10a等)
事業実施主体：農業者の組織する団体等〕

〔お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)
2の事業 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)
3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)〕

日本型直接支払の概要

【平成30年度予算概算決定額 77,190(76,960)百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念される状況にあります。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

多面的機能支払 48,401(48,251)百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払 26,340(26,300)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,450(2,410)百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



カバークロップ

多面的機能支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 48,401(48,251)百万円】

多面的機能支払交付金
46,801(46,751)百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

○ 農地維持支払

【対象者】

農業のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り 水路の泥上げ ため池の草刈り 農道の路面維持

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修 農道の窪みの補修 植栽活動 ため池の外来種駆除

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動
田	3,000※5	2,400	4,400	2,300※5	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保安全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：樹園地を含む

※5：事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

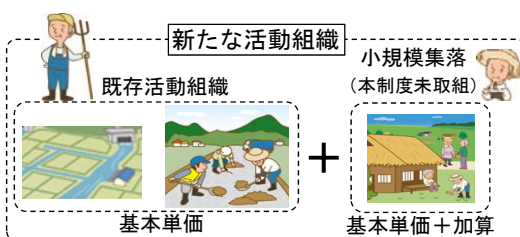
◎ 活動組織の広域化に向けた措置（拡充）

加算措置

既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援

農地維持支払に対する加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40



要件緩和

中山間地域等の条件不利地域において、広域活動組織の設立要件を緩和

（例）都府県の場合
農用地面積 100ha以上
↓
農用地面積 50ha以上
又は3集落以上

【多面的機能支払推進交付金】 1,600(1,500)百万円

- ・ 都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援
- ・ 広域活動組織の設立支援、交付金の効果や取組の実施状況に係る調査の実施（拡充）

中山間地域等直接支払制度の概要

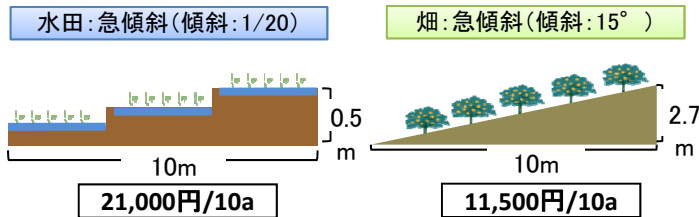
【平成30年度予算概算決定額 26,340 (26,300) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金
25,890 (25,800) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

- 【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）
 【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500



- 集落等を単位として、農地の管理方法や役割分担を取り決めた協定を締結し、当該協定に基づき行われる農業生産活動等を支援するため、面積に応じて一定額を交付
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定

【集落協定等に基づく活動】

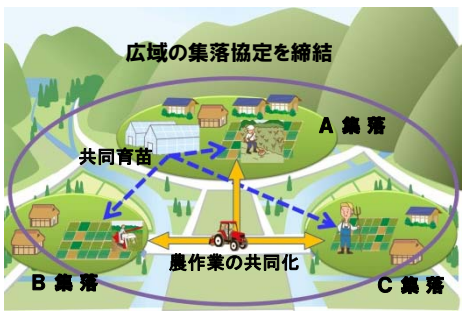
- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
 - ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）
- ・中山間地農業ルネッサンス事業における地域別農業振興計画を作成した地域においては、広域の集落協定が将来の農地利用について戦略を定めた場合、営農を中止した際の交付金返還を当該農地のみとする運用改善を平成31年度まで延長
 ※ 個別協定の場合は、農業生産活動等を継続するための活動 等

【加算措置】

◎ 高齢化や人口減少により、農業生産活動の継続に支障が生じることが懸念されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが維持されるために追加的に支援

【集落連携・機能維持加算】

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援
 複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援



【単価】
地目にかかわらず
3,000円/10a

- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援
 協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援

【単価】

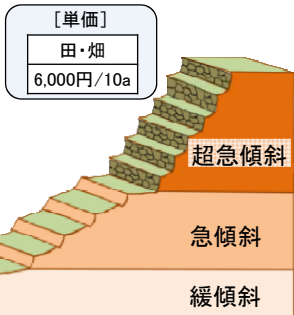
田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a

【超急傾斜農地保管理加算】

超急傾斜地（田:1/10以上、畑:20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援
 ※ 平成29年度より、【集落協定等に基づく活動】の①のみで加算が受けられるよう要件を緩和



石積みのある超急傾斜地



【中山間地域等直接支払推進交付金】 250 (300) 百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援

【中山間地農業ルネッサンス推進事業】（拡充）200 (200) 百万円

都道府県等による「中山間地農業ルネッサンス事業」に係る推進活動の支援について、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 2,450 (2,410) 百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
2,360 (2,310) 百万円

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

30年度からの変更 国際水準GAPに取り組んでいただくことが要件となります。
※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。

【支援対象活動】 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う
地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

- ↳ 土壌中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献
- ↳ ささまざまな生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献

◆ 全国共通取組 ◆



5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組



堆肥の施用



有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

農業者の組織する団体等は、左記の対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

◆ 地域特認取組 ◆

全国共通取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【交付単価】 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

	対象取組	交付単価※
全国共通取組	カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
	堆肥の施用	4,400円/10a
	有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)
地域特認取組		3,000円～ 8,000円 /10a
例) 草生栽培、冬期湛水管理、リビングマルチ、IPM、江の設置等		
取組内容や交付単価は、都道府県により異なります		

- 30年度からの変更**
- 複数取組支援は廃止されます。
〔同一のほ場においては、1つの取組に対してのみ支援します〕
 - 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【環境保全型農業直接支払推進交付金】 都道府県、市町村等による事業の推進を支援 90 (100) 百万円

(関連対策)

【環境保全型農業効果調査事業委託費】 事業効果の検証に必要な調査・分析を実施 10 (―) 百万円

中山間地農業ルネッサンス事業

【40,000(40,000)百万円】

(優先枠等を設けて実施)

対策のポイント

傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

<背景/課題>

- ・食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれており、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じています。
- ・一方、中山間地は平地に比べ、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かした収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域です。
- ・このため、経営規模の大小に関わらず意欲をもった前向きな農業者が、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な経営の展開を通じて活躍していくことで、中山間地農業を元気にする必要があります。

政策目標

地域の特色を活かした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティによる農地等の地域資源を維持・継承

<主な内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

200(200)百万円

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等の支援に加え、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：都道府県等〕

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

優先枠 21,300(21,300)百万円

中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 強い農業づくり交付金
- (2) 農業農村整備関係事業
- (3) 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- (4) 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備
- (5) 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策等)

【連携事業(中山間地限定事業)】

- (6) 農山漁村振興交付金(山村活性化対策)

〔補助率：定額、1/2等
事業実施主体：地方公共団体等〕

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 18,500(18,500)百万円

農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。また、中山間地における営農の継続を支援する中山間地域等直接支払交付金と連携して取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 多面的機能支払交付金
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金
- (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- (4) 荒廃農地等利活用促進交付金
- (5) 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型
- (6) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金〔新たに設定〕

【連携事業(中山間地限定事業)】

- (7) 中山間地域等直接支払交付金

〔補助率：定額、1/2等
事業実施主体：農業者団体等〕

お問い合わせ先：

- 1、2(6)、3(4)、(7)の事業
農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)
- 2(2)、(5)の事業
農村振興局地域整備課 (03-3502-6098)
農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- 3(3)の事業
農村振興局農村環境課鳥獣対策室
(03-3591-4958)
- 3(1)の事業
農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室
(03-6744-2197)
- 2(4)の事業
食料産業局産業連携課 (03-6738-6474)
- 2(1)の事業
生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- 3(2)の事業
生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)
- 3(5)の事業
生産局飼料課 (03-3502-5993)
- 2(3)の事業
経営局経営政策課 (03-6744-0576)
- 3(6)の事業
林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室
(03-3502-0048)

中山間地農業ルネッサンス事業

平成30年度予算概算決定額 400 億円 (優先枠等を設けて実施)

中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

中山間地農業ルネッサンス推進事業 (拡充) 【2億円】

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等の支援に加え、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

優先枠 2 1 3 億円、制度拡充等

地域の特色を活かした農業の展開

- 農地や農業施設など生産条件の改善
- 集落営農の組織化・法人化等の生産体制の確立
- 少量でもこだわりのある厳選食材の生産・販売
- 6次産業化・ブランド化

国の支援事業

- ・ 強い農業づくり交付金
- ・ 農業農村整備関係事業【拡充】
- ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業

連携事業 農山村振興交付金 (山村活性化対策)【拡充】

都市農村交流や農村への移住・定住

- インバウンド需要を呼び込む「農泊」の取組
- 教育・福祉等と連携した交流の取組
- 移住・定住、二拠点居住の推進

- ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備
- ・ 農山村振興交付金(農山村活性化整備対策等)

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 1 8 5 億円、制度拡充等

- 多面的機能発揮を図る地域の共同活動
- 鳥獣被害防止とジビエ等の利活用
- 放牧の取組
- 耕作放棄地の解消
- 農業と林業との多様な連携 等

国の支援事業

- ・ 多面的機能支払交付金【拡充】、環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業(侵入防止柵、処理加工施設等)【運用改善】
- ・ 荒廃農地等利活用促進交付金【拡充】
- ・ 産肉増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金【新たに設定】

連携事業 中山間地域等直接支払交付金【運用改善】

中山間地農業ルネッサンス事業に関連する事業の優遇措置

中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ・ 専門家等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等を推進するための都道府県等の活動を支援
- ・ 営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援

「多様で豊かな農業」と「美しく活力ある農山村」の実現に向けた支援

1. 農業農村整備関係事業
 - (1) 農業競争力強化基盤整備事業
 - ・ 農地整備事業（中山間傾斜農地型）について、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件30%（その他の型においては50%）で実施
 - ・ 農業者の費用負担分の全額を国が負担する機構関連事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を変更（10ha以上→5ha以上）
 - ・ 水利施設等保全高度化事業（特別型）について、中山間地域等における受益面積要件を変更（20ha以上→10ha以上）
 - (2) 農山漁村地域整備交付金

農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で「保全対策型」を実施
2. 強い農業づくり交付金

上限事業費を1.3倍に拡大するとともに、都道府県知事が認める場合に受益面積要件を撤廃可能として実施
3. 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備

加工・販売施設等の整備に対して補助率を嵩上げ（3/10→1/2）して実施
4. 農山漁村振興交付金

農泊推進対策で審査時に配慮

連携事業

1. 中山間地域等直接支払交付金

集落戦略（地域の10～15年後を見据えた戦略であり、作成した場合、交付金返還が一部緩和）の作成期限を延長（平成29年度末→平成31年度末）
2. 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

山村地域の農林水産物等の販路開拓を支援するため、山村の産品に興味を持つバイヤーを集めた商談会を開催

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

1. 多面的機能支払交付金

広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が100ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
2. 環境保全型農業直接支払交付金

交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除
3. 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）

被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
4. 荒廃農地等活用促進交付金

新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて支援
5. 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型

新たに繁殖雌牛放牧に取り組み場合に確保すべき放牧地の面積を緩和して実施
6. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択

注：点線枠で囲まれた部分は平成30年度拡充内容。

農山漁村振興交付金

【10,070(10,060)百万円】

(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、都市と農山漁村を人々が行き交う社会を実現し、すべての住民が農山漁村で生き生きと暮らしていける環境を創り出すことが重要です。
- ・そのため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

- 平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させる
- 平成37年度の農村部の人口が2,151万人を下回らないよう人口減を抑制する

<主な内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援します。

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援します。

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

（事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等）
交付率：定額、1/2等

お問い合わせ先：

1 に関する事

農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)

2 に関する事

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

3 に関する事

農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

普及啓発

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援。

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援

事業実施主体：地域協議会
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限500万円等）



活動計画づくり



庭先集出荷

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を生かす取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限200万円等）



マルシェの開催

交流

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援。

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備等を一体的に支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額、1/2等



農作物収穫体験



古民家等の改修

農福連携対策

福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限1年等
交付率：定額、1/2



障害者による玉ねぎ収穫



高齢者のいきがい農園の整備

定住促進

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。

山村活性化対策

山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限3年等
交付率：定額（上限1,000万円等）



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援

事業実施主体：都道府県、市町村等
実施期間：上限5年等
交付率：定額、1/2等



農産物直売施設



味噌加工施設

「農泊」の推進

【5,655(5,000)百万円】
(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

<背景/課題>

- ・「農泊」*については、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。」と位置付けられたところです。
- ・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要です。
- ・「農泊」をビジネスとして実施できる体制を整備するには、「農泊」を持続的な産業として、自立的な運営が図られる法人組織が担う体制の構築を支援した上で、魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援や国内外へのプロモーションの強化を行う必要があります。

※ 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）のこと。

政策目標

平成32年までに、農泊地域を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す

<主な内容>

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組、取組地域への人材派遣、古民家等を活用した滞在施設等や市町村等が作成する活性化計画に基づいた「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備、料理人と農泊地域のマッチングや優良地域の国内外へのプロモーションなど、「農泊」に取り組む地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援します。

（ 交付率：定額、1/2等
事業実施主体：市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)]

「農泊」の推進

【平成30年度予算概算決定額：5,655(5,000)百万円】
 (平成29年度補正予算：345百万円)

- 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要。
- 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。

農泊推進事業（ソフト対策）

- **事業概要**
 農泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組や取組地域への専門人材の派遣等を支援
- **事業実施主体** 地域協議会、農業協同組合、NPO法人等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 定額（1年目：上限800万円、2年目：上限400万円）



インバウンド受入のための体制構築



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



Webサイトの構築



地域の特産品の開発

施設整備事業（ハード対策）

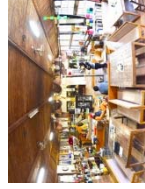
- **事業概要**
 古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、「農泊」を推進するために必要となる施設の整備を支援
- **事業実施主体** 市町村、地域協議会の中核となる法人等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 1 / 2
（活性化計画に基づく事業）
- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間
- **交付率** 1 / 2 等



古民家を活用した宿泊施設



※イメージ



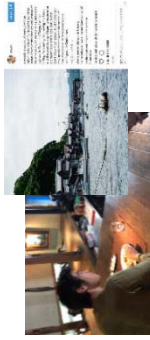
廃校を改修した体験施設



農産物販売施設

広域ネットワーク推進事業（拡充）

- **事業概要**
 国内外の旅行者や旅行者等々に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組や料理人と農泊地域とのマッチングなどを支援
- **事業実施主体** 民間企業、都道府県 等 ○ **事業期間** 1年間 ○ **交付率** 定額



海外の有名人を起用した動画（LITV）の撮影



農泊シンポジウムの開催

※LITV…アジア新開国の富裕層を対象としたライフスタイル専門のCATV

山村活性化支援交付金

【780（780）百万円】

対策のポイント

山村の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村の地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<背景／課題>

- ・山村では、人口減少や高齢化が著しいことから、人材や労働力が不足し、地域社会の活力が低下しています。
- ・一方、山村は、国土の保全、水源のかん養など、森林及び農業の有する多面的機能の発揮に大きな役割を担う重要な地域です。また、特色ある農林水産物や、固有の自然・景観、伝統文化等の多くの地域資源が存在しています。こうした資源に恵まれた山村は、近年、都市住民を中心に、ゆとり・やすらぎの場としての評価が高まっていますが、地域資源は十分に活用されていません。
- ・このため、地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大による山村の活性化が必要となっています。

政策目標

地域資源を活用して山村の活性化に取り組んだ地域の8割において、所得・雇用の目標を達成（平成32年度）

<主な内容>

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、薪炭・山菜等の地域資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）を支援します。

また、逆見本市形式による商談会を開催し、販路開拓を支援します。

（ 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円等）
事業実施主体：市町村等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2498）]

山村活性化支援交付金

平成30年度予算概算決定額【780（780）百万円】

対策のポイント

- 山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在。山村の活性化には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要。
- このため、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するための取組を支援。

対策の内容

○ 地域資源等の発掘・活用を通じた地域経済の活性化を支援

(1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

〔 資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等 〕



現地調査

(2) 地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

〔 住民意向調査、体制づくりのため地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり
技術研修会等の開催 等 〕



合意形成・計画づくり

(3) 特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等を図る取組の試行実践

〔 マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討 等 〕



地域産品の加工及び商品化

逆見本市の開催【拡充】

〔 山村の商品を専門的に扱う都市部のバイヤーがブースを設置し、山村側の売り手がブースを回り商品をアピールする、逆見本市形式の商談会を開催し、販路開拓を支援 〕

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大に向けた取組の推進

- 交付率：定額(1地区当たり上限1,000万円等)
- 実施期間：上限3年等
- 事業実施主体：市町村等
- 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村
※山村振興計画が策定されていること

荒廃農地等利活用促進交付金

【160（231）百万円】

対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて営農を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及び有効利用を図っていくことが重要です。
- ・このため、農業者、農業者が組織する団体、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を支援し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

政策目標

平成37年までに農用地区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

<主な内容>

1. 荒廃農地の再生利用及び発生防止活動への支援

- (1) 1号遊休農地（荒廃農地<A分類>）※1の再生作業（雑木の除去等）、土壌改良（肥料の投入等）、営農定着（再生農地への作物の導入等）、経営展開（加工品試作及び試験販売の取組等）を支援します。
- (2) 2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な整地等の低コスト整備の取組を支援します。
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となっていく場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて支援します。

※1 「1号遊休農地（荒廃農地<A分類>）」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地<B分類>がある。）。

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

2. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備（暗きょ、農道の整備等）や農業用機械・施設（収穫機、ビニールハウス等）、農業体験施設（市民農園等）等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

〔 交付率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2、55/100等
事業実施主体：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等 〕

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2665）]

荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成30年度予算概算決定額：160（231）百万円】

- 農業者、農業者が組織する団体等が、荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対象者】

- 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。



2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。



【主な支援内容】

発生防止・再生利用等への支援

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）への支援

再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



施設等の整備

- ・ 再生農地の暗さよ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。



2号遊休農地への支援

発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。

施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。



※ 中山間地農業ルネサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて、これらが行う再生利用活動を総合的に支援。〔拡充〕

・ 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

連携事業

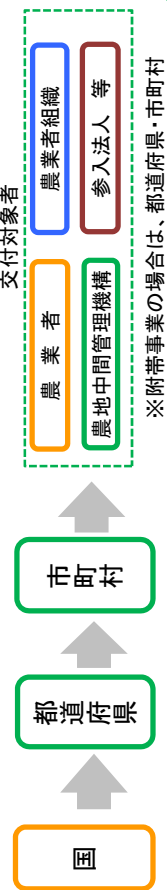
- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組み際に牧柵等を整備。

- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹柵等を整備。

※1 「肉用牛・酪農基盤強化対策事業（放牧活用型）」（生産局所管）
 ※2 「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）



【交付金の流れ】



※ 附帯事業の場合は、都道府県・市町村

【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 交付率：定額（1/2相当（再生利用活動5万円/10a、発生防止活動2万円/10a等））1/2、55/100等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）
- 事業実施期間：3年間を上限（チャレンジ支援枠の場合4年間を上限）〔拡充〕

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【10,516(9,650)百万円】
(平成29年度補正予算 1,276百万円)

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や施設整備、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援します。

<背景/課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大により、近年の農作物被害金額は約200億円前後で推移しています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や荒廃農地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲の強化に向けた取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・また、捕獲鳥獣の食肉利用は約1割に留まっていることから、野生鳥獣を地域資源として利用し、農山村の所得に変えるような、野生鳥獣を「マイナス」から「プラス」の存在に変える取組を全国に広げていくことが重要です。

政策目標

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加(平成32年度)
- 野生鳥獣を約60万頭捕獲(平成30年度)(本事業によるシカ、イノシシの捕獲頭数の合計)
- 平成30年度にジビエ利用のモデルとなる地区を整備し、ジビエ利用量を平成31年度に倍増させる。

<主な内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 10,350(9,500)百万円 (平成29年度補正予算 1,276百万円)

(1) 鳥獣被害防止対策支援事業

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

具体的には、

- ・侵入防止柵^{*}、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備
※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- ・捕獲機材の導入、追払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- ・捕獲活動の取組
- ・ジビエの処理加工施設へ搬入した場合：9千円/頭以内、搬入しない場合：7千円/頭以内(シカ、イノシシの成獣に限る)
(ただし、放射性物質による出荷制限地域は現行どおり)
- ・クマ、サル、カモシカ、その他中型獣類、幼獣、鳥類は現行どおり
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組等へ支援します。

(2) ジビエ倍増モデル整備事業

ジビエの利用拡大が加速するよう、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区(処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保)を整備します。

具体的には、モデル地区に対して、

- ・中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車、保冷車等の整備
 - ・コンソーシアム^{*}の運営等 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
 - ・ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組(人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等)
 - ・ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証)等
- 等の支援を行います。

さらに、全国的な需要拡大のため、プロモーション等の取組を支援します。

〔 交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
※一部定額支援あり
事業実施主体：地域協議会、民間団体等 〕

2. シカによる森林被害緊急対策事業 166(150)百万円

シカによる森林被害が深刻な地域において林業関係者が主体となったシカの広域かつ計画的な捕獲等のモデル的な実施を行うとともに、新たにシカの侵入が危惧される地域等で監視体制の強化等を図るほか、シカ捕獲等のノウハウを周辺地域へ普及します。

補助率：定額、委託費
事業実施主体：国、都道府県等、委託先：民間団体等

<各省との連携>

- 環境省 ・指定管理鳥獣捕獲等事業費により、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲、衛生管理も含めた狩猟者向け講習会等の開催及びジビエ利用拡大のための狩猟者の捕獲等の取組を支援

お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成30年度予算概算決定額：10,350(9,500)百万円】
 (平成29年度補正予算：1,276百万円)

鳥獣被害防止対策支援事業

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

ハード対策

- 侵入防止柵等の被害防止施設
※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。
 なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- 処理加工施設、焼却施設、
 捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】

都道府県へは定額
 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。
 その他、条件により、一部定額支援あり)



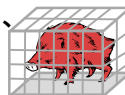
侵入防止柵



捕獲技術高度化施設

ソフト対策

- 鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による
 地域ぐるみの被害防止活動
(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))
- 捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、
 ICT等を用いた新技術実証
(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)
- 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、
 人材育成活動等の取組
(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)
- 捕獲活動経費の直接支援
・ジビエの処理加工施設へ搬入した場合：9千円/頭以内、搬入しない場合：7千円/頭以内(シカ、イノシシの成獣に限る)
 (ただし、放射性物質による出荷制限地域は現行どおり)
 ・クマ、サル、カモシカ、その他中型獣類、幼獣、鳥類は現行どおり



捕獲機材の導入

- 鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となる
 コーディネーター育成等のための研修 等(※定額支援)

【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

【交付率】

都道府県へは定額
 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
 (※条件により、一部定額支援あり)

ジビエ倍増モデル整備事業

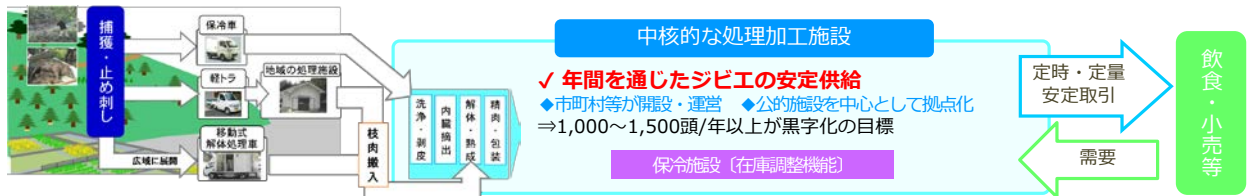
- ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区(処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保)を整備します。
- さらに、全国的な需要拡大のため、プロモーション等の取組を支援します。

【事業内容】

- 中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車(ジビエカー)、保冷車等の整備
- コンソーシアム※の運営 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
- ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組(人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等)
- ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証) 等への支援

【事業実施主体】 民間団体

【交付率】 事業費の1/2以内等、定額



シカによる森林被害緊急対策事業

【平成30年度予算概算決定額：166(150)百万円】

森林におけるシカ被害対策を推進するため、被害が深刻な地域等において広域かつ計画的な捕獲のモデル的な実施等を行うとともに、シカ捕獲等のノウハウを周辺地域へ普及します。

(1)シカ森林被害防止緊急対策

【事業内容】

シカによる森林被害が深刻な地域において林業関係者が主体となった捕獲等をモデル的に実施するほか、新たにシカの侵入が危惧される地域等で監視体制の強化等を図る。

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額



囲いわなによる捕獲



GPS首輪を用いた行動追跡

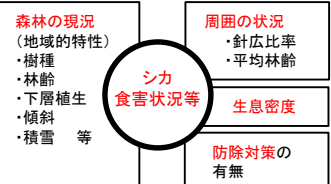
(2)シカ被害対策推進調査事業

【事業内容】

森林におけるシカ被害発生リスクについて調査分析を行うとともに、必要な対応の検討等を実施。

【委託先】民間団体 等

【委託費】



小水力等再生可能エネルギー導入支援事業

【210(262)百万円】

対策のポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入を支援します。

<背景/課題>

- ・農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、地域排水等に寄与していますが、電気料金の値上げや施設の老朽化等による維持管理費の増大により、施設の適正な管理が困難となっています。
- ・一方、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、農業水利施設で消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減が可能となります。
- ・このため、土地改良長期計画では、「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかがい排水に用いる電力量に占める割合（目標値 約3割以上）」とされています。
- ・発電施設の導入を推進するためには、これまで全国で行われた導入可能性調査の結果を踏まえ、施設設計から整備に移行することを支援するとともに、発電施設を管理する土地改良区等の技術力向上が必要となっています。
- ・また、農業集落排水施設についても、施設の更新時等にあわせて、省エネルギー化など施設の効率性の向上を図り、維持管理費を軽減する必要があります。

政策目標

農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかがい排水に用いる電力量に占める割合を約3割以上（平成32年度）

<主な内容>

1. 小水力等発電施設の設計等への支援

小水力等発電施設の整備に係る設計等の取組を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等

2. 土地改良区等技術力向上支援

小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修等の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 農業集落排水施設の効率性向上のための支援

農業集落排水施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の実証の取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：農村振興局地域整備課 (03-6744-2209)]

小水力等再生可能エネルギー導入支援事業【平成30年度予算概算決定額：210(262)百万円】

ポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入を支援します。

背景／課題

1. 農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必要な電気料金の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増加傾向にあり、施設の適正な管理が困難となっています。
2. 農業集落排水施設についても、施設の更新等にあわせて、維持管理費の軽減に資する取組を進める必要があります。

◆効率的・経済的な再生可能エネルギー・省エネルギー技術の導入のためのソフト支援

小水力等発電施設の設計等への支援

- ・小水力等発電施設の整備に係る**設計等**の取組を支援



ダム



農業用水路

- 補助率：定額（基本設計は1/2以内）
- 事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等

土地改良区等技術力向上支援

- ・発電施設の導入・運営主体となる**土地改良区等の技術力向上**のため、技術力向上、維持管理、会計運営等に関する**研修等**の取組を支援



現地研修会の開催



研修会の開催

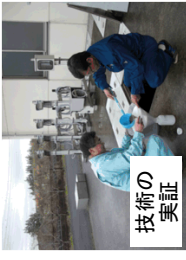
- 補助率：定額
- 事業実施主体：民間団体等

農業集落排水施設の効率性向上のための支援

- ・農業集落排水施設の**省エネルギー化**や汚水処理の過程で発生する**エネルギーの有効活用**を図る**整備技術の実証**、維持管理費の軽減手法に関する総合的な**技術書の作成・普及**の取組を支援



集落排水施設



技術の実証

- 補助率：定額
- 事業実施主体：民間団体等

目標

担い手の米の生産コスト削減(H35年目標9,600円/60kg)に向け、平成33年度迄に農業水利施設の維持管理費について、使用電力料の25%分を削減



農業水利施設を活用した小水力発電

農業集落排水施設における省エネルギー技術の確立

農家負担金軽減支援対策事業

【3, 256 (3, 740) 百万円】

対策のポイント

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農用地の利用集積等を促進します。

<背景／課題>

- ・農産物価格の低迷、農業者の高齢化等により、土地改良事業等の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じており、事業の円滑な推進の支障となっています。
- ・このため、担い手への農地集積等に取り組む土地改良区等に対し農家負担金の軽減対策を実施し、事業の円滑な推進を図ります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

土地改良事業等の農家負担金の軽減を図るため、以下の事業等を実施します。

1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

担い手農地利用集積率の一定以上の増加が確実と見込まれる土地改良区等に対して、農家負担金の無利子貸付を行います。（採択要件の担い手農地利用集積率の目標値を見直し）

2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成します。

3. 農地有効利用推進支援事業（新規）

農地耕作条件改善事業を実施する地区で、担い手への農地利用集積が概ね8割以上となる地区に対して、以下の支援を行います。

- ・農家負担金の償還利子相当額の5／6を対象に土地改良区等に対して助成
- ・農地の長期間の賃貸借契約締結（10年間以上）に伴い、土地改良事業償還金等債務のある農地の出し手に対する賃料の一括前払いに必要な借入資金に係る償還利子相当額を農地中間管理機構等に対して助成

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-3502-6277）]

農家負担金軽減支援対策事業（拡充）

- 担い手への農地利用集積率の向上を要件として土地改良区等の事業負担金に対して無利子資金貸付を行う「水田・畑作経営所得安定対策等支援事業」について、担い手への農地の利用集積を加速化させるため、採択要件の見直しを行う。
- 農地耕作条件改善事業の実施に当たり、担い手への農地利用集積率が概ね8割となる地区を対象に支援を行う「農地有効利用推進支援事業」を追加。

水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（実施主体：民間団体（公募））【拡充】

○採択要件 担い手農地利用集積率（現行）

採択時	目標
40%未満	50%以上
40%～50%未満	10ポイント以上増加
50%～55%未満	60%以上
55%～90%未満	5ポイント以上増加
90%～95%未満	95%以上
95%以上	シエア増加
100%	維持

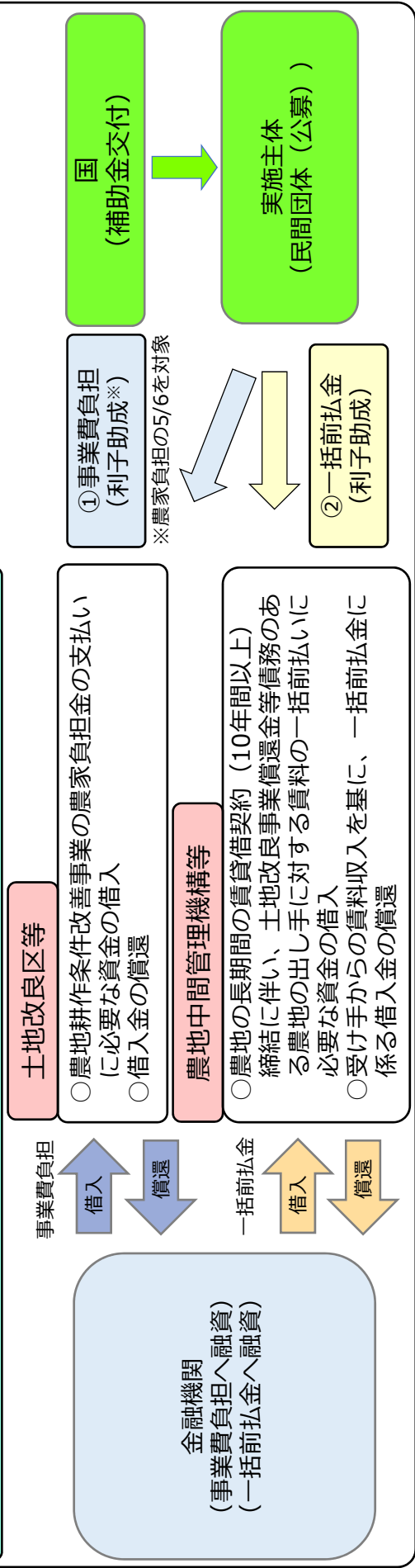


（拡充）

採択時	目標
80%未満	10ポイント以上増加※
80%～90%未満	5ポイント以上増加
90%～95%未満	95%以上
95%以上	シエア増加
100%	維持

- ※①目標集積率60%未満は採択しない。
- ②目標集積率8割以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りでない。
- ③受益面積3,000ha以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りでない。

農地有効利用推進支援事業（実施主体：民間団体（公募））【新規】



有明海再生対策

【1,765(1,765)百万円】

対策のポイント

有明海等の再生に向けて、海域環境の保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、有明海沿岸4県が協調した、海域環境の調査、魚介類の増養殖対策を行うとともに、漁場改善対策を推進します。

<背景/課題>

- ・有明海等については、依然として、赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど環境改善が十分進んでいない状況にあります。
- ・また、アサリやタイラギなどの有用二枚貝類は、環境の変化等に伴い資源が低迷していますが、近年アサリの稚貝が多く発生し、少しずつ漁獲につながってきているなどの明るい兆しも見られています。
- ・有明海等の再生に向け、水産資源を回復させ、持続的に利用していくためには、関係漁業者などの意見も聞きながら、平成29年3月に環境省の有明海・八代海等総合調査評価委員会がとりまとめた今後の再生方策や課題等を踏まえ、有明海沿岸4県が協調して、有明海等の海域特性に応じた取組の充実を図る必要があります。

政策目標

有明海の再生

<主な内容>

1. 海域環境の調査

(1) 有明海特産魚介類生息環境調査委託事業 600(600)百万円

有明海の再生に向けた有明海特産魚介類の最適な生息環境の調査を実施するとともに、有明海沿岸4県が協調して産卵場や成育場のネットワークの形成等による資源回復に向けた調査を実施します。

委託費
委託先：地方公共団体等

(2) 国営干拓環境対策調査<公共> 328(328)百万円

有明海の環境変化の要因解明に向けて、水質や底質及び生態系の変化等に関する調査を実施するとともに、環境保全対策などの対応を検討します。

国庫負担率：10/10
事業実施主体：国

2. 魚介類の増養殖対策

(有明海漁業振興技術開発事業) 400(400)百万円

有明海の再生に向けた、有明海沿岸4県が協調して行う海域特性に対応した効率的な種苗の量産化及び効果的な放流手法等に関する技術開発を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

3. 漁場改善対策

(1) 有明海のアサリ等の生産性向上実証事業 325 (325) 百万円

有明海の漁業者の収益性の向上を図るため、各漁場におけるアサリ等の漁獲量の増加に資する技術開発・実証を行います。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

(2) 有明海水産基盤整備実証調査<公共> 112 (112) 百万円

タイラギ等の資源回復のため、効果的に餌料環境の改善を図るための漁場の整備方策に関する実証調査を行います。

〔国庫負担率：10/10〕
〔事業実施主体：国〕

(関連対策)

1. 水産基盤整備事業（水産環境整備事業）<公共>

10,604 (10,420) 百万円の内数

有明海等の海域特性に応じた漁場環境の改善を図るため、関係県の連携による覆砂・海底耕耘等の漁場整備を推進します。

〔国庫負担率：1/2等〕
〔事業実施主体：地方公共団体等〕

2. 環境変化に適応したノリ養殖技術の開発事業 38 (一) 百万円の内数

有明海等における高水温適応品種の実用化に向けた養殖試験を行うとともに、アサリ、カキ等の二枚貝の増養殖と組み合わせたノリ養殖試験を実施し、ノリの色落ち軽減効果等を実証規模で確認します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

お問い合わせ先：

1の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-1709)
2、関連対策2の事業	水産庁栽培養殖課	(03-3501-3848)
3(1)の事業	水産庁研究指導課	(03-3591-7410)
3(2)、関連対策1の事業	水産庁計画課	(03-3502-8491)

農業農村整備事業（公共）

【321,054（308,404）百万円】

（平成29年度補正予算 137,000百万円）

対策のポイント

農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

<背景／課題>

- ・農業の競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要があります。
- ・米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促し、産地収益力を向上させるため、水田の排水対策による畑地化や水路のパイプライン化等を推進する必要があります。
- ・全国の基幹的な農業水利施設の約2割が既に耐用年数を超過していることを踏まえ、基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があります。
- ・地震・豪雨等の自然災害の激甚化を踏まえ、農業水利施設等の耐震化や洪水被害防止対策を通じた農村地域の防災・減災対策を講ずる必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合
（約2割（平成27年度）→約3割以上（平成32年度））
- 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定率
（約6割（平成27年度）→10割（平成32年度））
- ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合
（約5割（平成27年度）→10割（平成32年度））

<主な内容>

1. 担い手が活躍する強い農業基盤づくり（農業競争力強化対策）

111,027（103,395）百万円

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等を実施します。また、パイプライン化やICT等の導入により、新たな農業水利システムを構築し、担い手の多様な水利用や水管理の省力化を推進します。

2. 老朽化した農業水利施設の長寿命化（国土強靱化対策）

126,495（125,377）百万円

老朽化した農業水利施設について、点検・診断に基づき、補修・更新等を適時的確に実施します。

3. 安全・安心のための農村地域の防災・減災（国土強靱化対策）

83,531（79,632）百万円

基幹的な農業水利施設やため池等の耐震対策、集中豪雨による農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。

〔国費率、補助率：2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県等〕

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）]

農業農村整備事業

【担い手が活躍する強い農業基盤づくり(農業競争力強化対策)】

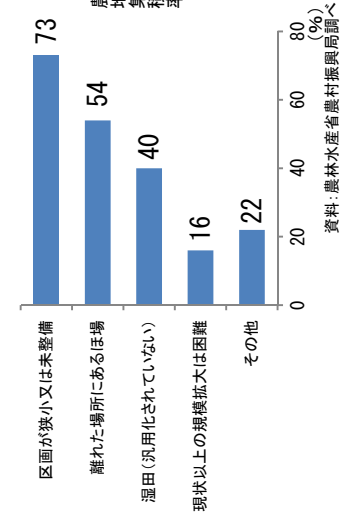
課題

○ 農業の競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要がある。

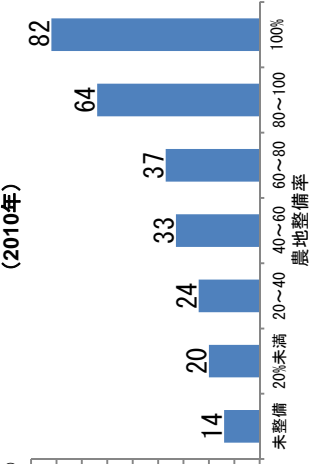
未整備水田は担い手への農地集積の障害

● 規模拡大を進めている**担い手農家**は、**狭小・不整形の水田を敬遠**

担い手農家が耕作の依頼を断った理由



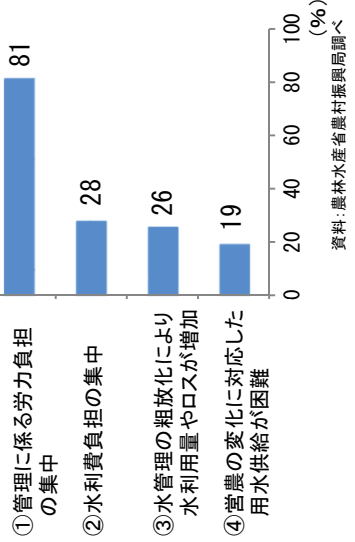
農地整備率と担い手への農地集積率 (2010年)



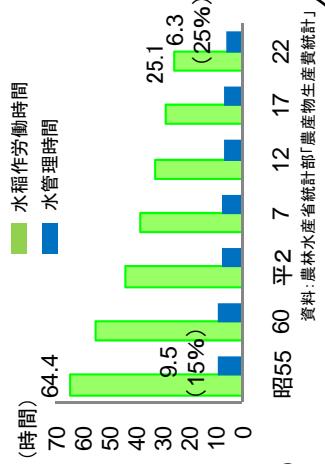
既存の農業水利システムでは水管理労力が重荷

● 老朽化した既存の農業水利システムでは、**水管理労力が重荷**となり、担い手への農地集積に支障

農地集積を進める上での水利に関する課題



水稲作業労働時間に占める水管理時間の割合



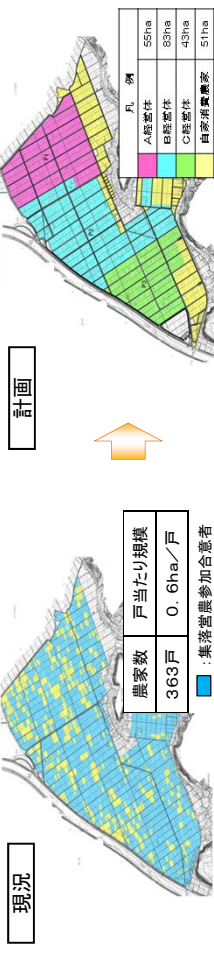
対策

担い手が活躍する農業基盤づくり

【111,027 (103,395) 百万円】

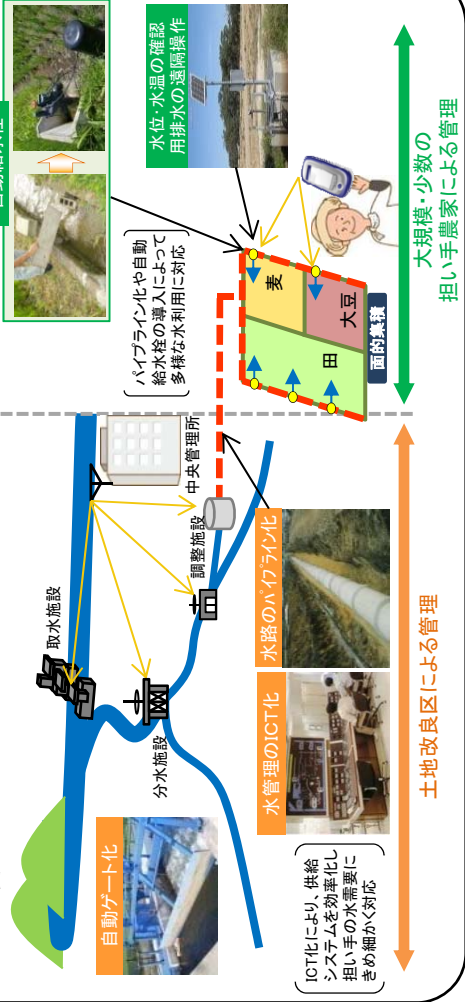
大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への**農地集積・集約化**や農業の高付加価値化を推進。

● 農地整備を通じた農地集積・集約化の例



パイプライン化やICTの導入等により、**新たな農業水利システム**を構築し、担い手の多様な水利用や水管理の省力化を推進

● 新たな農業水利システム (イメージ)

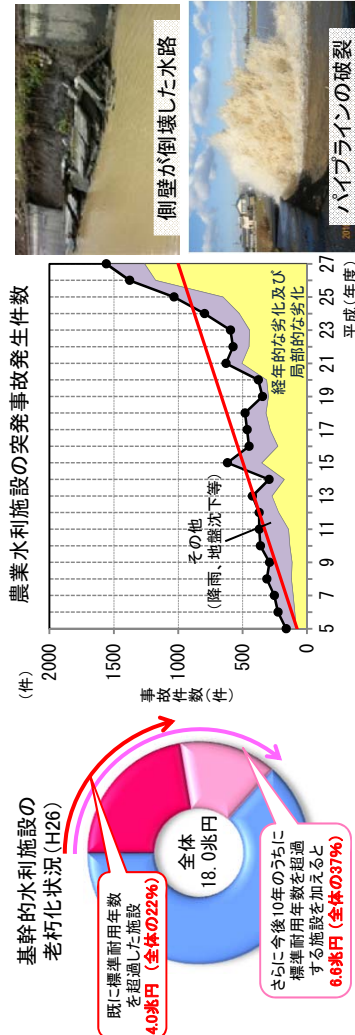


課題

○ 国土強靱化を図るためには、地震・豪雨等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要。

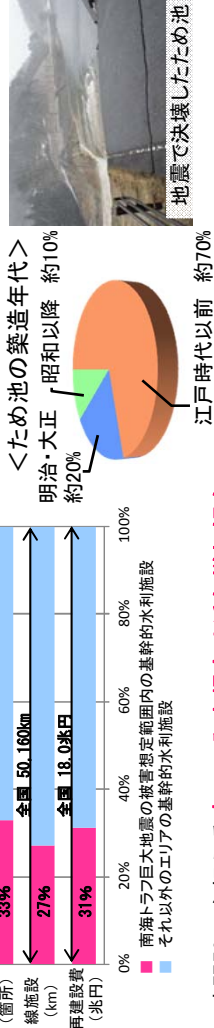
農業水利施設の老朽化の進行

● 基幹施設のうち、既に**標準耐用年数を超過した施設は2割**。管水路破裂等の突発事故が多発化傾向

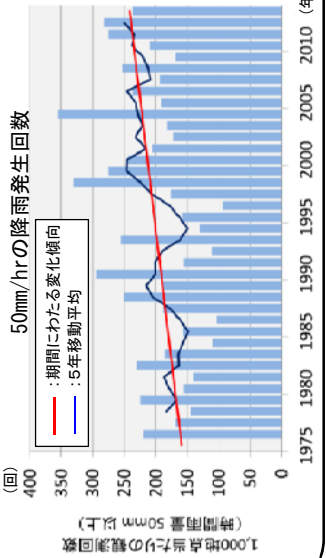


地震・集中豪雨等の自然災害の激甚化

● 南海トラフ地震の被害想定エリアには**全国** ● ため池は全国に20万か所。そのうちの主要な**ため池の約7割が江戸時代以前の築造**で、豪雨や地震に対して脆弱なものが多数



● 時間50mmを超える**豪雨の発生頻度は近年増加傾向**



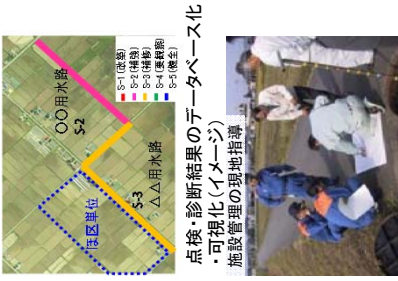
対策

老朽化した農業水利施設の長寿命化

【126,495 (125,377) 百万円】

老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、**補修・更新等を適時・的確に実施**するとともに、突発事故の迅速な復旧や管理体制の整備を推進。

● 農業水利施設の補修・更新等

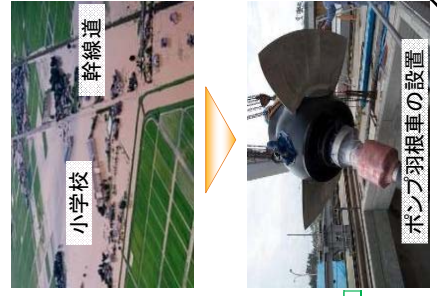
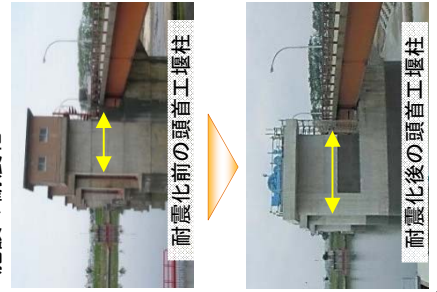


安全・安心のための農村地域の防災・減災

【83,531 (79,632) 百万円】

基幹的な農業水利施設等の**耐震化、ため池のハードマップ作成や管理体制の強化**、農村地域の**洪水被害防止対策**等を推進。

● 洪水被害防止対策



平成30年度予算における農業農村整備関係事業の負担軽減等対策

事業名	負担軽減等対策の概要
農地中間管理機構関連農地整備事業【新規】	① 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、 <u>基盤整備に係る事業費の12.5%等（全額国費）の推進費を交付</u>
農地耕作条件改善事業【拡充】	① 農地中間管理機構の重点実施区域等において、担い手への農地の集積・集約化を推進するため、 <u>基盤整備（定率助成）に係る事業費の5.0%等の推進費を交付</u>
農業競争力強化農地整備事業	① 農地の整備において、中心経営体への農地集積率に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%） ② 自力施工を活用する簡易整備（畦畔除去、暗渠整備等）に対する定額助成（中心経営体に集約化する農地については助成単価を2割加算） ③ 中山間地域で実施する農地の整備において、高収益作物の作付面積増加割合に応じて、中心経営体に対し支援費を交付
水利施設等保全高度化事業【新規】	① 水利施設等の整備において、中心経営体への農地集積率に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%） ② 水利施設等の整備において、高収益作物の作付面積の増加割合に応じて促進費を交付（最大で事業費の12.5%） ③ 定額助成のソフト事業（老朽施設の点検、機能診断、計画策定等）
土地改良施設突発事故復旧事業【新規】	① <u>土地改良施設の突発事故に迅速かつ機動的に対応するため、農業者の申請・負担を原則求めずに復旧を実施</u>
農村地域防災減災事業【拡充】	① 地域の防災上廃止することが妥当な場合の防災重点ため池※の廃止に対する定額助成 ② 定額助成のソフト事業（耐震照査、計画策定、ハザードマップの作成等） ③ 土地改良法改正による非申請の耐震化事業について、 <u>農業者の負担を原則求めずに事業を実施</u> <small>※下流に住宅や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがある等のため池</small>
農業水路等長寿命化・防災減災事業【新規】	① 定額助成のソフト事業（機能診断・耐震照査、計画策定、ハザードマップの作成等）
農家負担金軽減支援対策事業（農地有効利用推進支援事業【新規】）	① <u>農地耕作条件改善事業において、担い手への農地集積率が概ね8割以上となる地区に対して農家負担金の償還利子等を助成</u>

注）下線部は平成30年度予算における新規・拡充事項

農業農村整備事業

国営かんがい排水事業（公共）

【116, 241（118, 613）百万円】

対策のポイント

農業生産の基礎となる水利条件を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図ります。

<背景／課題>

- ・戦後整備された農業水利施設については、急速に老朽化が進行しており、耐用年数を超過した施設の増加に伴って、突発事故の件数も増加しています。
- ・基幹的な水利施設は、我が国の食料生産に不可欠な基本インフラであり、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものです。
- ・また、それぞれの農業者が創意工夫しながら、営農を継続・発展させていくためには、畑地かんがい用水を含め、安定的な用水供給が必要です。

政策目標

- 国営造成施設の機能保全計画の策定率
約8割(平成27年度)→10割(平成32年度)
- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

○ 農業水利施設の整備・更新

かんがい排水事業は、受益面積の規模に応じて水利施設体系を区分し、国、都道府県、市町村、土地改良区等が分担して事業を行っています。

このうち、国営かんがい排水事業は、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行っています。

具体的には、安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保するため、用水対策としてダム、頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等の整備を行います。

農業水利施設の整備を行う事業を1つの事業に大括り化した上で、それぞれの事業をメニュー化し、

① 受益面積3,000ha以上（畑にあっては1,000ha以上）で実施する事業

② 担い手への農地集積や高収益作物の導入等の要件達成を条件として、受益面積500ha以上（畑にあっては100ha以上）で実施する事業
に分類し、分かりやすい制度に再編します。

また、ICTを活用したほ場レベル（末端支配面積100ha未満）の水管理システムを、モデル的に整備することにより（国費率100%）、水源からほ場まで一体的に連携する水管理システムを構築します。

（ 国費率（基本）：農林水産省 2／3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90%
事業実施主体：国 ）

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-6744-2206）]

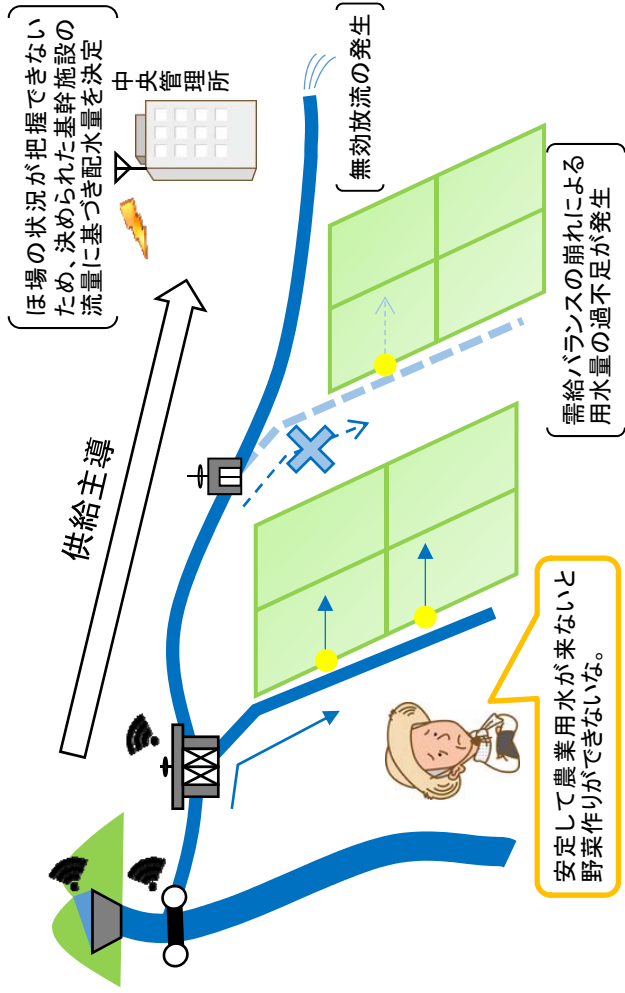
国営かんがい排水事業（拡充）

～担い手のニーズに応じた農業用水の配水を行うための水管理のICT導入の推進～

- 担い手が自らの経営判断に基づき農業生産活動を営むためには、必要な時期に農業用水を適切に配水することが必要。
- このため、ICTを活用したほ場レベルの水管理システムを国がモデル的に整備することにより（国庫負担率100%）、水源からほ場まで一体的に連携する需要主導型の農業水利制御システムを構築し、その効果を明らかにすることで普及を推進。

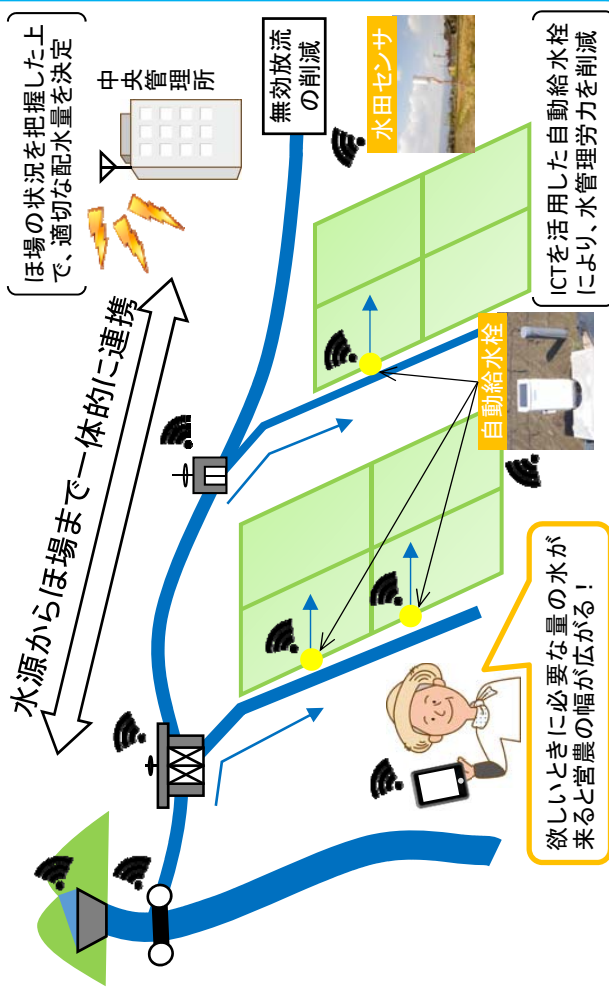
現状の課題

- 農業水利制御システムについて、末端支配面積100ha以上は国が整備（国庫負担率2/3）。
- 基幹施設に係るシステムのみ国営事業で整備することにより、ほ場レベルのニーズときめ細やかに連動しない状況。



今後の対応

- ICTを活用した水源からほ場まで一体的に連携する需要主導型システムを普及（末端支配面積100ha未満の農業水利制御システムをモデル的に国庫負担率100%で整備）。
- 担い手のニーズに応じた配水が可能となるとともに水管理労力が削減。



実施要件

受益面積・末端支配面積：施設整備を実施する事業の実施要件に準ずる
（水田の場合 3,000haまたは500ha、畑の場合 1,000haまたは100ha等）

実施主体

国

農業農村整備事業

国営農地再編整備事業（公共）

【22,070（19,680）百万円】

対策のポイント

広域的な農地の大区画化や排水改良を行い、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。

<背景／課題>

- ・農地の整備が遅れている地域では、ほ場条件の悪さから担い手への農地集積が円滑に進まず、人口減少社会、農業者の高齢化とも相まって、農地の荒廃が加速的に進行するおそれがあります。
- ・また、新たな土地改良長期計画においては、産地収益力の向上や担い手の体質強化に向けて、経営マインドや意欲を持った農業者が活躍できる環境の整備に取り組むこととしています。
- ・このため、農地整備の実施に当たっては、担い手の体質強化が一層図られるよう、担い手への農地集積を加速化するとともに、産地収益力の向上のための米の生産コスト低減や高収益作物への転換等の地域の取組につなげていくことが重要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 国営緊急農地再編整備事業（施行申請期限：平成33年度末まで）
 - ・基幹事業：区画整理
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設整備、ため池等整備、農地保全整備、暗きょ排水、客土、農用地の改良又は保全

（採択要件）

 - ・耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合（10%）以上
 - ・目標年度までに以下の①又は②の農地集積条件を満たすこと
 - ①農地集積率60%以上かつ集積増加率40%以上
 - ②農地集積率80%以上かつ集積対象となる経営体の規模が平均20ha以上
 - ・受益面積が400ha以上（但し、基幹事業200ha以上）
 - ・広域産地収益力向上基盤整備基本構想を策定すること 等
2. 国営農地再編整備事業（中山間地域型）
 - ・基幹事業：区画整理、開畑（水田転換を含む）、ため池等整備、農地保全整備
 - ・併せ行う事業：農業用排水施設整備

（採択要件）

 - ・中山間地域等であること
 - ・基幹事業の受益面積が400ha以上（但し、区画整理及び開畑で2／3以上）等

〔国費率：内地2／3、北海道75%〕
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2207）]

農業農村整備事業

国営総合農地防災事業（公共）

【25,713（25,783）百万円】

対策のポイント

自然的・社会的な状況の変化に起因した農用地・農業用施設の機能低下や災害発生のおそれに対処するために、農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。

<背景／課題>

- ・近年、大規模な地震や集中豪雨が頻発しており、今後も多くの災害の発生が危惧されています。
- ・また、農村の都市化・混住化や流域開発による農用地への湛水被害の増大、生活雑排水の流入による農業用水の水質汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下等が発生しています。
- ・これらを踏まえ、機能低下した農業用排水施設の機能回復や耐震化対策等の防災対策を強化して推進する必要があります。

政策目標

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積

（農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）（平成32年度））

<主な内容>（下線部は拡充内容）

1. 農業用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害などに対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

2. 農業用排水施設の耐震化対策

大規模地震のおそれのある地域において、必要な耐震性能を有していない農業用排水施設の耐震化対策を実施します（農業者の申請によらず国の判断でも実施可能とし、被災による影響が極めて大きい施設については全ての地域で実施可能とする）。

3. 併せ行うため池整備

農業用排水施設の機能回復・耐震化対策等を行う際に、災害防止の観点から併せて実施することが効率的・効果的なため池整備を、国営総合農地防災事業として一体的に実施します（国営造成施設の耐震化対策を受益面積500ha以上の要件で実施する場合も、これと併せてため池整備を実施可能とする）。

（採択要件）

- ① 受益面積（基本） 3,000ha以上
（国営造成施設の耐震化対策の場合 500ha以上（畑にあつては100ha以上））
- ② 末端支配面積（基本） 300ha以上
（ため池群の場合、個々のため池について 20ha以上）

（国費率：農林水産省 2／3、北海道 3／4）
事業実施主体：国

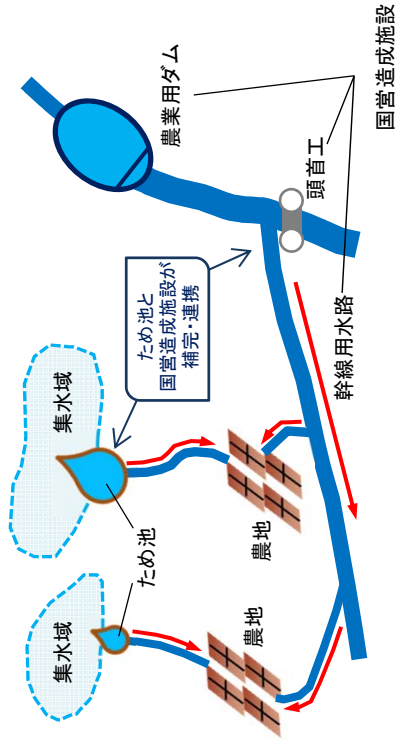
[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

併せ行うため池整備（国営かんがい排水事業と国営総合農地防災事業の拡充）

- 近年、大規模な地震や集中豪雨が頻発しており、ため池の決壊等の災害リスクを低減するため、対策の加速化が必要。
- このため、優良な農地が広範囲に確保されている地域において、国が造成した施設の補修・改修等に併せて、災害の危険性の高いため池の改修等を国が一体的に行うことにより、農業用水の安定供給と地域の安全・安心の確保を図る。

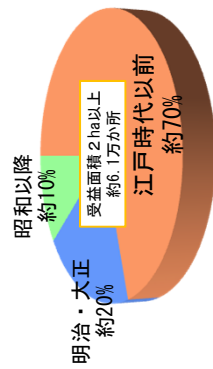
【現状】

- 降水量が少なく、水源に恵まれない地域などにおいて、国営造成施設と既存ため池が、農業用水を確保するため一体となって機能を発揮。



【課題】

- ため池は全国に約20万か所あり、そのうち受益面積2ha以上のため池の7割が江戸時代以前に築造。豪雨や地震に対して脆弱なものが多数存在。
- 下流に住宅や公共施設等が存在し、施設が決壊した場合に影響のおそれのある等の「防災重点ため池」は全国に11,318か所。

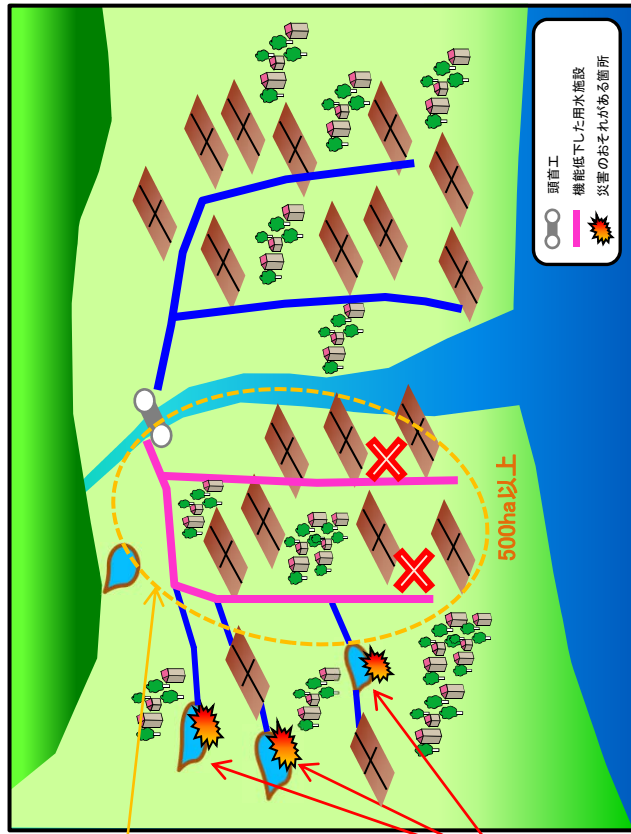


出典：農林水産省調べ（H28.3）



制度拡充

国営地区内において災害をもたらすおそれのあるため池について、**国営造成施設の補修・改修等**※とも併せて、**改修等の整備を実施可能**とする。



国営造成施設の補修・改修※

併せて一体的に実施可能に

危険なため池の改修
(受益面積合計300ha以上、未補支配面積20ha以上/基)

※ これまでは、全面的な改修等を行う大規模事業（土地改良法施行令第49条第1項第1号に係る事業）のみを対象としていたが、施設の機能保全を図る事業等（同第4号に係る事業）とも、ため池の整備を併せて実施することを可能とする。



農業用水の安定供給とともに、ため池の決壊等による災害の未然防止を図り、地域の安全・安心を確保。

農業農村整備事業

畑地化・汎用化の推進による高収益作物の導入支援（公共）

【111, 027（103, 395）百万円の内数】

対策のポイント

区画整備済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化を行う整備と併せ、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を行うことにより、地域全体での営農転換を強力に推進します。

<背景／課題>

- ・米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を導入した営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における畑作物の導入と品質向上
- ・収量増を可能とする、水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化を推進する必要があります。
- ・主に区画整備済みの水田地域において、高収益作物の導入を進めるためには、徹底した排水対策や適期適切な用水供給を可能とする自由度の高い配水体系の整備による水田の畑地化・汎用化等とともに、営農転換に向けた水利用・土地利用・作付調整をはじめとする地域全体での合意形成を円滑に進めることが重要です。

政策目標

基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合
（約2割（平成27年度）→ 約3割以上（平成32年度））

<対象事業>

- ①国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進対策）
- ②水利施設等保全高度化事業（高収益作物導入促進型）

【採択要件】高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加すること 等

<主な内容>

1. 生産基盤の再整備（ハード対策）

水田の畑地利用に必要なほ場レベルの末端用排水施設等の整備を、効果発現に必要な基幹水利施設の整備と一体的・機動的に推進

- 排水性向上のための暗渠排水、排水路改修
- 作物やほ場毎の用水需要に応じてのかん水を可能とするパイプライン化
- 用水の自由度を高めるための調整池（ファームポンド）の整備 等

2. 合意形成に向けた支援（ソフト対策）

水田の畑地化・汎用化による営農転換を進めるための取組を支援

- 水利用・土地利用・作付調整支援、営農転換に向けた支援
- 高収益作物導入に向けた促進事業（促進費）

（ ①の事業 事業実施主体：国、国費率（基本）：2／3等
②の事業 事業実施主体：都道府県等、補助率：50%等 ）

[お問い合わせ先： 農村振興局水資源課 （03-3502-6246）]

- 区画整備済みの水田地域等において、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な水田の畑地化・畑作物に軸足を置いた汎用化※を行うため、ほ場レベルの末端用排水施設の整備を、効果発現に必要な基幹水利施設の整備と一体的・機動的に推進

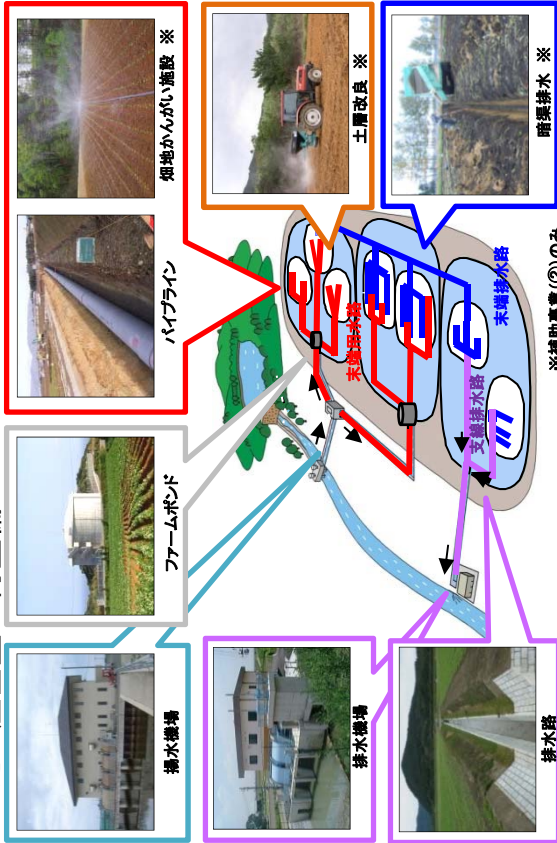
※「畑作物に軸足を置いた汎用化」：地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用のこと

- 併せて、地域の取組レベルに応じた高収益作物導入・定着のためのソフト支援を行うことにより、地域全体での営農転換を推進

1. 事業内容

(1) 基盤整備

- 高収益作物を導入するために必要な水利施設を中心とした生産基盤の再整備



(2) 合意形成に向けた支援

- 調査・調整、指導
 - ・関係農家の意向調査、水利用・土地利用・作付調整活動
 - ・栽培技術の指導、土壌診断や作付実証、安定生産・生産ロット確保のための調査 等



- 産地形成促進事業（促進費）（補助事業(②)）

・助成割合

作付面積増加割合	国営事業(①)	補助事業(②)
5ポイント以上	5.20%	6.25%
6ポイント以上	6.24%	7.50%
7ポイント以上	7.28%	8.75%
8ポイント以上	8.32%	10.00%
9ポイント以上	9.36%	11.25%
10ポイント以上	10.40%	12.50%

・事業実施主体

：都道府県、市町村、土地改良区

・左記の表に加え、事業実施前が5%未満の場合には、10%以上に引き上げる

※本事業を実施した地区は、水田活用の直接支払交付金を交付しないこととする。
 (ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分については、事業完了後5年間は激変緩和措置を講ずる。)

2. 実施要件

- ① 国営事業：国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進対策）
 - (1) 受益面積 500ha以上（高収益作物の導入のための末端用排水施設の整備を含む）
 - (2) 高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加
- ② 補助事業：水利施設等保全高度化事業（高収益作物導入促進型）
 - (1) 受益面積20ha（中山間地域にあつては10ha）以上
 - (2) 高収益作物の作付面積割合が5ポイント以上増加（ただし下限値 2 ha（中山間地域にあつては 1 ha））

3. 実施主体・補助率

- ①の事業においては
 - ・事業実施主体：国
 - ・国費率：2／3等
- ②の事業においては
 - ・事業実施主体：都道府県等
 - ・補助率：50%等

農業農村整備事業

土地改良施設突発事故復旧事業（公共）[新規]

【2,300(一)百万円】

対策のポイント

今般の土地改良法改正を受けて、近年増加しているパイプラインの破裂といった土地改良施設の突発事故に迅速かつ機動的に対応するため、農業者の申請・負担を原則求めない復旧事業を創設します。

<背景/課題>

- ・土地改良施設の老朽化が進展する中、パイプラインの破裂といった突発事故が年々増加しています。
- ・今般の土地改良法改正により、土地改良施設の突発事故への対応について、国又は地方公共団体等が農業者からの申請によらず事業を実施でき、農業者負担を求めない場合には同意も不要となる仕組みが導入されました。
- ・これを受けて、農業者の申請・負担を原則求めない土地改良施設突発事故復旧事業を創設し、農業被害をはじめとする地域への被害の防止を図ります。

政策目標

農業水利施設の戦略的な保全管理

<主な内容>

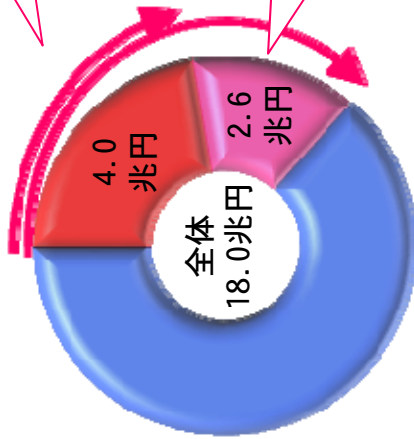
1. 土地改良施設突発事故復旧事業（直轄） 300(一)百万円
国が整備した土地改良施設で発生した突発事故について、国が現地仮復旧及び機能回復を行う復旧工事を迅速に行います。
(主な採択要件)
 - ・機能保全計画等の策定など、適切な保全管理がされている施設であること
 - ・末端支配面積：100ha以上、復旧事業費：2,000万円以上 等〔補助率：2/3等〕
〔事業実施主体：国〕
2. 土地改良施設突発事故復旧事業（補助） 2,000(一)百万円
土地改良施設で生じた突発事故の現地仮復旧及び機能回復を行う復旧工事を迅速に行います。
(主な採択要件)
 - ・機能保全計画等の策定など、適切な保全管理がされている施設であること
 - ・末端支配面積：20ha(中山間地域等は10ha)以上、復旧事業費：200万円以上 等〔補助率：1/2等〕
〔事業実施主体：都道府県等〕

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課 (03-6744-1363)]

土地改良施設突発事故復旧事業（新規）

- 基幹的農業水利施設の約4割が今後10年間で標準耐用年数を超過するなど、土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプラインの破裂といった突発事故が年々増加。
- このため、突発事故被害の迅速かつ機動的な復旧ができるよう、土地改良法の改正により災害復旧と同様の仕組みを導入し、被害の拡大を防ぎ、早期の営業再開を支援。

基幹水利ストックの資産価値（H26）



1. 事業内容

突発事故により機能が喪失・低下した土地改良施設における、機能を回復させるための工事を実施。

- (1) 現地仮復旧（安全確保や被害の拡大防止、暫定的な機能確保が必要な場合）
- (2) 機能回復を行う復旧工事

2. 事業主体・対象施設・補助率

- ・ 国（国営造成施設に限る） …… 2/3等
- ・ 都道府県 …… 1/2等
- ・ 市町村、土地改良区等 …… 1/2等
（農家負担なしとなるのは、補助残分を地方公共団体が負担する場合があります）

3. 採択要件

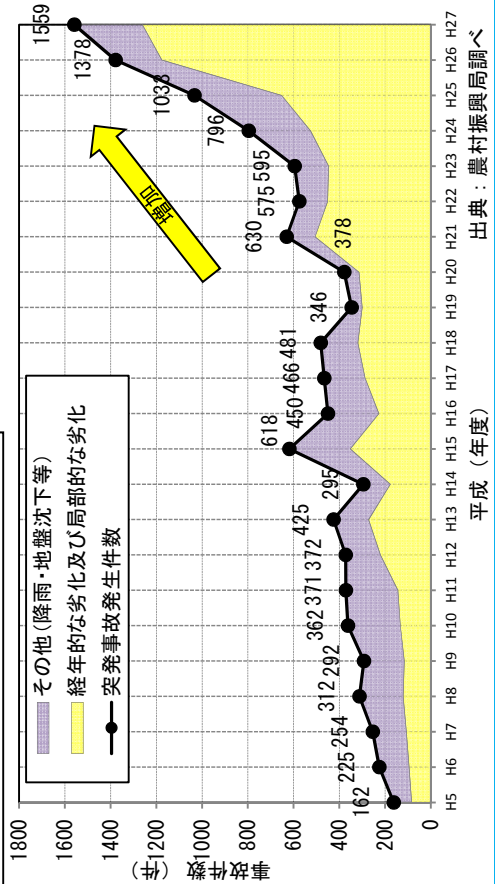
突発事故のうち、以下の要件をすべて満たす施設で生じた事故であること。

- ・ 機能保全計画等を策定・活用していること
- ・ 末端支配面積
（直轄）100ha以上
（補助）20ha以上（中山間地域等は10ha以上）
- ・ 復旧事業費
（直轄）2,000万円以上又は高度な技術的配慮を要すること
（補助）200万円以上

4. 事業の流れ



農業水利施設の突発事故発生状況



注) 受益面積100ha以上の農業水利施設を再建設費ベースで算出

出典：農村振興局調べ

土地改良施設への突発事故対応

○地域の状況に応じ、迅速かつ機動的に突発事故への対応が可能となるよう、事業制度を充実。

突発事故対応体制整備(ソフト整備)

迅速な対応のための体制整備

- ・突発事故発生時の関係機関等との適切な協力体制づくり
- ・突発事故発生時の適切な対応に向けた諸資料(施設情報・維持管理情報等)の整備

・復旧資機材保有のネットワーク化の推進

等迅速かつ機動的な対応に向けた体制整備の構築



事故発生時の効果

- ・事故発生時の関係機関等との連携対応(現地対応)
- ・突発事故発生箇所の的確な把握による対応可能事業を速やかに判断
- ・資材等調達のスピード化等迅速な対応による農業被害・二次被害の軽減



暫定的な仮復旧工事

- ・二次被害等を防止する仮復旧の実施



管漏水に伴う道路陥没事故



二次災害を防止するため仮復旧

突発事故対策(ハード整備)

本復旧工事

- ・機能回復のための本復旧の実施



破損した管を復旧



陥没した道路を復旧

〈突発事故対応可能事業〉

- ①土地改良施設突発事故復旧事業[新規]
- ②国営施設応急対策事業
- ③農業競争力強化基盤整備事業
- ④農山漁村地域整備交付金

※②～④については各事業等の要綱・要領に基づき手続きにより実施が可能

〈突発事故に対する体制整備〉

- 国営造成施設管理促進事業(管理体制整備型)(拡充)

農業農村整備事業

農業競争力強化基盤整備事業（公共）

【66,731（57,999）百万円】

対策のポイント

農業競争力強化を図るため、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利利用の効率化・水管理の省力化等を推進します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・また、老朽化した旧来の水利システムでは、水管理労力が重荷となり、担い手への農地集積に支障が生じています。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入などの政策課題に応じた整備を行うとともに、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化・ICT化等の保全・高度化整備等を実施し、水利利用の効率化・水管理の省力化、水利施設の安全性の向上により、農業の競争力を強化することが必要です。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合（約2割（平成27年度）→約3割以上（平成32年度））

担い手への農地集積・集約化を更に加速化するため、改正土地改良法を踏まえ、新たに農地中間管理機構関連農地整備事業を創設します。

また、現行の事業体系を見直し、農業競争力強化農地整備事業と水利施設等保全高度化事業の2つの事業に整理統合します。

<主な内容>

1. 農地中間管理機構関連農地整備事業（新規）

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が農地の大区画化等の基盤整備を実施します。

2. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。

3. 水利施設等保全高度化事業（新規）

農業の高付加価値化や担い手への農地集積・集約化、水管理労力の省力化に取り組む地区を対象として、農業水利施設の整備等を実施します。

農業競争力強化基盤整備事業のうち

農地中間管理機構関連農地整備事業 [新規]

【66,731(57,999)百万円の内数】

対策のポイント

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。

<背景/課題>

- ・今後、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれがあります。
- ・一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性があります。
- ・このため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地整備

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理等を実施します。

【対象工種】

- ・区画整理、農用地造成

【主な附帯事業】

- ・機構集積推進事業（推進費）

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、事業費の12.5%等を交付（全額国費）

【主な採択要件】

- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ・事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連坦化した農地）
- ・農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- ・事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化（機構の方針として設定）
- ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上等

2. 実施計画策定等

農地整備に必要な実施計画の策定等を実施します。

（補助率：定額、1/2等）
（事業実施主体：都道府県等）

【お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）】

農地中間管理機構関連農地整備事業

- 農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けしないおそれ。一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。
- このため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進。

1. 事業内容

①農地整備

対象工種： 区画整理、農用地造成
附帯事業： 機構集積推進事業（推進費）等
【推進費は事業費の12.5%等（全額国費）】

②実施計画策定等

内 容： 計画策定 等
【実施期間： 2年以内】

補助率： 定額、1 / 2等

2. 実施主体

都道府県 等

3. 主な実施要件

- ・ 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ・ 事業対象農地面積： 10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連理化した農地）
- ・ 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- ・ 事業対象農地の 8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化（機構の方針として設定）
- ・ 事業実施地域の 収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上 等

【転用防止措置】

- ・ 農用地区域からの除外は農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り可
- ・ 所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収することが可

※ 機構は、農地中間管理権を取得する際及び貸付けの相手方に転貸する際に本事業が行われ得る旨を説明

平成35年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

農業競争力強化基盤整備事業のうち
農業競争力強化農地整備事業（公共）

【66,731(57,999)百万円の内数】

対策のポイント

農地の大区画化や排水対策等を実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

<主な内容>

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施します。

1. 農地整備事業

【対象工種】

- ・区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等

【採択要件】

- ・受益面積：20ha以上(中山間地域等は10ha以上)
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

【主な附帯事業】

- ・調査・調整事業
土地利用調整活動、関係農家の意向調査活動等に対する支援
- ・中心経営体農地集積促進事業（促進費）
農地整備事業の実施地区において、事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて最大で事業費の12.5%を交付

（ 補助率：1／2等
事業実施主体：都道府県等 ）

2. 草地畜産基盤整備事業

【対象工種】

- ・草地の区画整理、暗渠排水 等

【採択要件】

- ・受益面積：200ha以上(中山間地域は100ha以上) 等

（ 補助率：1／2等
事業実施主体：都道府県等 ）

3. 農業基盤整備促進事業

①きめ細かな基盤整備 [定率助成]

- ・暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等の整備、調査・調整 等

②農業者の自力施工を活用した簡易な整備 [定額助成]

- ・田・畑の簡易な区画拡大、標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）、湧水処理、末端畑地かんがい施設整備、客土（層厚10cm以上）、除礫（深度30cm以上）

【採択要件】

- ・総事業費200万円以上、受益者数2者以上、受益面積5ha以上 等

（ 補助率：定額、1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等 ）

4. 低コスト農地整備推進実証事業

情報化施工の効果の把握、課題の抽出や、情報化施工のデータや設備を営農に活用するために必要となる取組、情報化施工の横展開を図る手法の検討等を支援

（ 補助率：定額
事業実施主体：都道府県、民間団体 ）

（ お問い合わせ先：
1、3、4の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
2の事業 生産局飼料課 (03-6744-2399) ）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することにより、農業の構造改革を図ることが不可欠。
- 大区画化・汎用化等の農地整備については、農地中間管理機構とも連携して推進。

1. 事業内容

①農地整備

工 種：区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等

附帯事業：中心経営体農地集積促進事業 等
【限度額：事業費の12.5%】

②実施計画策定等

工 種：計画策定 等
【実施期間：2年以内】

補助率：1 / 2 等

農地整備事業

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

中心経営体農地集積促進事業（促進費）

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区
- ・対象事業：都道府県営農地整備事業、国営農地再編整備事業
- ・助成割合

中心経営体集積率	都道府県営農地整備事業		国営農地再編整備事業	
	助成割合	集約化加算※	助成割合	集約化加算※
85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)	2.2%	+1.0%(計3.2%)
75~85%	7.5%	+3.0%(計10.5%)	1.9%	+0.8%(計2.7%)
65~75%	6.5%	+2.0%(計8.5%)	1.7%	+0.5%(計2.2%)
55~65%	5.5%	+1.0%(計6.5%)	1.4%	+0.3%(計1.7%)

※中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する場合



<整備前>

<整備後>

大区画化により農作業効率が向上



暗渠排水整備により水田の汎用性が向上

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・受益面積20ha以上（中山間地域等においては10ha以上）
- ・担い手への農地集積率50%以上 等

農業基盤整備促進事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土、除礫等の簡易な整備については、農業者の自力施工を活用し、安価かつ迅速に実施することが有効。
- このため、農地中間管理機構とも連携しつつ、地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備等を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・ 基盤整備
 - 暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全
- ・ 調査調整
 - 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整
- ・ 指導
 - 指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
- ・ 補助率：1 / 2 等



農作業道の整備

2. 実施要件

- ① 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上
- ④ 受益面積5ha以上

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

※ 助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1 / 2相当

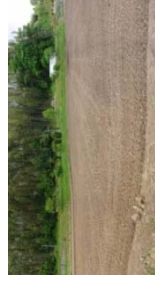
事業種類	条件	助成単価 【主なもの】	備考
田(畑)の 区画拡大	高低差10cm超 表土扱い有	12万5千円/10a (25万円/10a)	○は水路変更(管水路化等)を伴う場合
	高低差10cm以下 表土扱い無	5万5千円/10a (17万5千円/10a)	
	畦畔除去のみ	3万円/100m	
暗渠排水	バックホウ	15万円/10a	助成単価の加算 ○地下かんがい導入 +2万5千円/10a ○実施設計(外注) +1万5千円/10a
	トレンチャ 掘削同時埋設	10万円/10a	
湧水処理	バックホウ	7万5千円/10a	
末端 畑かん施設		15万円/100m	○は樹園地の場合
		15万5千円/10a (24万5千円/10a)	
客土	層厚10cm以上	11万5千円/10a	
除礫	深度30cm以上	20万円/10a	



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

注) 中心経営体に集約化(面的集積)する農地については、助成単価を2割加算

3. 実施主体

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等

低コスト農地整備推進実証事業

- ICTを活用する**情報化施工**は、**高効率・高精度な施工を実現**するものであり、**作業員の高齢化や人員不足等への対応も踏まえ、農業農村整備事業においても積極的に実施**していくことが必要。
- 都道府県が行う農地整備事業において**情報化施工をモデル的に実施**し、その**効果を実証**するとともに、**課題等を分析・整理**した上で、**普及・推進方法等の検討**を行い、**低コスト農地整備の実現に向けた取組を推進**。

1. 事業内容

①: 情報化施工の効果や課題の調査、営農への活用

- 助成内容
 - ・情報化施工の効果の把握や課題の抽出、営農面への活用等の調査・検討に要する経費
 - ・情報化施工によるデータや設備を営農に活用するために必要な経費
(GNSSアンテナ網や附帯設備(GNSS対応の自動制御機のリース)の試験導入など)

【限度額: 10,000千円/地区】

②: 情報化施工の実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討

- 助成内容
 - ・情報化施工の実施に対する指導・助言に要する経費
 - ・都道府県の調査・検討結果等の分析・整理、効果の検証に要する経費
 - ・横展開を図る手法の検討及び成果のとりまとめに要する経費

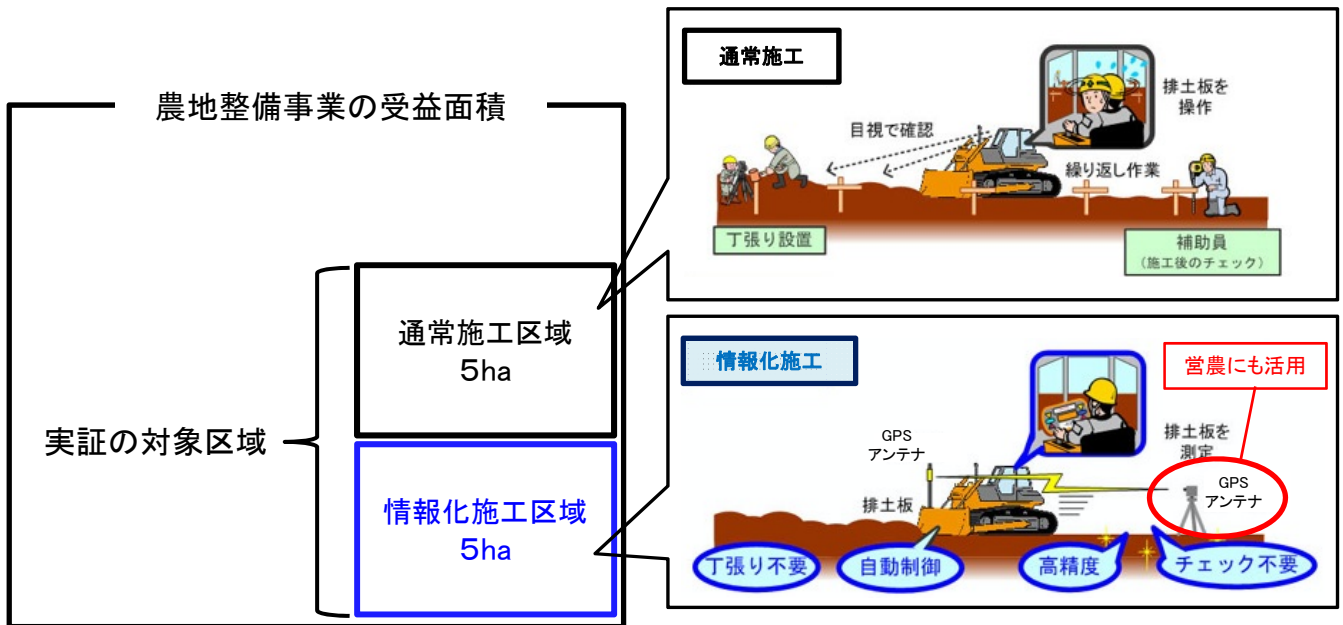
【限度額: 20,000千円】

指導・助言

データ等の共有

○ 情報化施工を5ha実施する場合のイメージ

※ 対象とする情報化施工は、GNSS (GPS) による3D測位データを施工機械の制御に活用する区画整理等の工程



2. 実施主体

- ①については、**都道府県**
- ②については、**民間団体**

3. 実施要件

- 都道府県営農業競争力強化基盤整備事業を実施中の区域内であること
- 情報化施工の取組面積を5ha以上とし、対照区として同面積の通常施工区域を設けること
- 本事業で導入した情報化施工によるデータや設備を営農等に活用し、そのデータ等の提供を3年以上継続すること

※ GNSS(Global Navigation Satellite System)とは、米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、日本の準天頂衛星(QZSS)など、それぞれの国や地域が構築している測位衛星とそれらを補完する静止衛星システムの総称

農業競争力強化基盤整備事業のうち
水利施設等保全高度化事業（公共）[新規]

【66,731(57,999)百万円の内数】

対策のポイント

農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、畑地化・汎用化やパイプライン化・ICT化等による水利用の効率化・水管理の省力化に向けた整備等を行い、農業の高付加価値化や高収益作物の導入、担い手への農地集積・集約化等を推進します。

<主な内容>（下線部は拡充内容）

農業の高付加価値化、担い手への農地集積・集約化、水管理の省力化に取り組む地区を対象として、以下の農業水利施設等の整備を実施します。なお、一般型、特別型においては、農村地域防災減災事業の事業メニューを併せ行うことが可能です。

1. 一般型

基幹水利施設の整備や長寿命化のための補修・補強等を実施します。

【主な採択要件】

受益面積：200ha（末端支配面積は100ha）以上 等

補助率：1／2等
事業実施主体：都道府県

2. 特別型

①高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、②農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化による徹底した水管理の省力化、③畑地帯における総合的な整備、等を実施します。

【主な採択要件】

受益面積：20ha（中山間地域は10ha）以上 等

【主な附帯事業】

- ・産地形成推進事業（①の場合に限る）

高収益作物の作付面積増加割合に応じて事業費の最大12.5%を交付

- ・農地集積促進事業（②、③の場合に限る）

中心経営体への農地集積率、集約化率に応じて事業費の最大12.5%を交付

補助率：1／2等
事業実施主体：都道府県等

3. 簡易整備型

簡易な農業水利施設等の整備を実施し、水管理・維持管理の省力化を図ります。

【主な採択要件】

- ・受益面積：5ha以上 等

補助率：1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

4. 実施計画策定事業

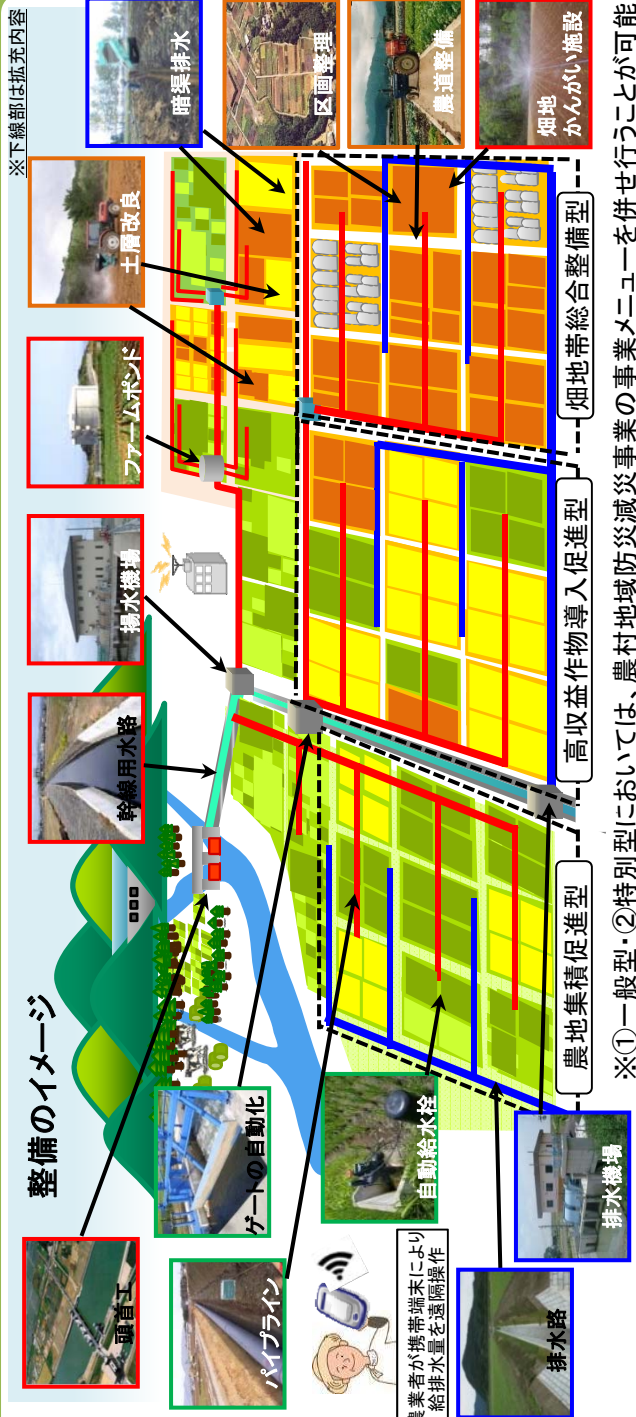
施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

補助率：1／2、定額等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等
採択期間：平成30年度まで

[お問い合わせ先 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)]

水利施設等保全高度化事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農業の高付加価値化や担い手への農地集積・集約化等の推進が不可欠であることから、農業水利施設の安定的な機能の確保に加え、維持管理コストの低減や高収益作物の導入等が必要。
- このため、農業水利施設の整備や長寿命化対策に加え、農地の畑地化・汎用化やパイプライン化・ICT化等による水利利用の効率化・水管理の省力化、畑地・樹園地の高機能化に向けた整備等を実施。



- ① 一般型
 - 基本 農幹水利施設の整備や補修・補強等の長寿命化対策
 - 【実施要件】受益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上等
 - 【実施主体】都道府県 【補助率】1/2等
- ② 特別型
 - 基本 【実施要件】受益面積20ha(中山間地域等10ha)以上、末端支配面積なし
 - 【実施主体】都道府県等 【補助率】1/2等

- <産地収益力向上型>
- 高収益作物導入促進型
 - 高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化
 - 【実施要件】高収益作物の作付面積割合が5%ポイント増加下限値2ha(中山間地域にあつては1ha)以上

主な附帯事業

- 高度土地利用調整事業
 - 関係農家の意向調査、水利利用・土地利用・作付調整活動栽培技術指導等
- 産地形成促進事業

面積増加割合	助成割合	
	営農事業※	高収益作物導入支援型
10%ポイント以上	10.40%	12.50%
9%ポイント以上	9.36%	11.25%
8%ポイント以上	8.32%	10.00%
7%ポイント以上	7.28%	8.75%
6%ポイント以上	6.24%	7.50%
5%ポイント以上	5.20%	6.25%

※営農かんがい排水事業(高収益作物導入促進対策)

- 畑地帯総合整備型
 - 畑作農業経営の安定に資する総合整備
 - 【畑地帯担い手育成型】
 - 【実施要件】農用地の利用集積が一定要件以上図られること等
 - 【畑地帯担い手支援型】
 - 【実施要件】受益面積30ha以上、担い手戸数又は経営面積の割合が10%以上等

- <農地集積促進型>
- パイプライン化、水管理のICT化等の水管理省力化整備等
- 【実施要件】農地集積率50%以上等
- ※面積要件緩和(中山間地域等20ha→10ha以上)

- ③ 簡易整備型
 - 簡易な農業水利施設等の整備
 - 【実施要件】受益面積5ha以上、総事業費200万以上等
 - 【実施主体】都道府県、市町村、土地改良区等
 - 【補助率】1/2等

中心経営体農地集積促進事業

中心経営体集積率	営農事業※1		農地集積促進型、畑地帯担い手育成型	
	助成割合	集約化加算※2	助成割合	集約化加算※2
85%以上	8.5%	+1.9%(計10.4%)	8.5%	+4.0%(計12.5%)
75~85%	7.5%	+1.6%(計9.1%)	7.5%	+3.0%(計10.5%)
65~75%	6.5%	+1.3%(計7.8%)	6.5%	+2.0%(計8.5%)
55~65%	5.5%	+1.0%(計6.5%)	5.5%	+1.0%(計6.5%)

※1 営農水利システム再編事業(農地集積促進型)

※2 中心経営体に集積する農地面積の80%以上を集約化(面的集積)する割合

- ④ 実施計画策定事業(～H30)
 - 調査・計画策定等の支援
 - 【実施主体】都道府県、市町村、土地改良区等
 - 【補助率】1/2等、定額

※①一般型・②特別型においては、農村地域防災減災事業の事業メニューを併せ行うことが可能

農業農村整備事業

農村地域防災減災事業（公共）

【50,827（50,827）百万円】

対策のポイント

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

<背景／課題>

- ・安定的な農業経営や安全・安心な農村生活を実現するためには、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、農村地域全体における災害対策上の課題を整理した上で、**地域の実情に即した整備を実施することが重要です。**
- ・また、全国各地で発生するおそれのある多様な災害に対して、緊急性や重要性の観点から**優先度に応じて事業を推進する必要があります。**
- ・このため、**総合的な防災減災計画に基づき対策を実施し、効果的に農業生産の維持や農業経営の安定、環境保全を図り、災害に強い農村づくりを推進します。**

政策目標

- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積**
(農地及び周辺地域の面積 約34万ha (うち農地面積 約28万ha) (平成32年度))
- ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合**
(約5割 (平成27年度) → 10割 (平成32年度))

<主な内容> (下線部は平成30年度予算における拡充内容)

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）

農村地域の防災・減災対策にかかる計画の策定とそのために必要な耐震性等の調査、地域排水機能強化計画の策定等（二次災害が想定される施設の調査計画については定額助成（平成30年度まで））

2. 農業用施設等の整備（整備事業）

自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備（ため池整備（防災重点ため池の豪雨対策・地震対策、長寿命化対策、廃止等）、湛水防除、地盤沈下対策、石綿管対策、地すべり対策、農村防災施設の整備、地域防災機能の増進）、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施等

3. ため池の管理体制の強化（体制整備事業）

ため池における災害の発生を未然に防止するために必要な監視・管理体制の強化、緊急的な防災対策、二次被害が想定されるため池の廃止、整備を進めるために行う権利関係の調整等

（補助率：1／2、55%、定額等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等）

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2210）]

農村地域防災減災事業（拡充）

下線部は平成30年度予算における拡充内容

- 農村地域の総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて各種防災・減災対策を一体的に推進。
- ため池の豪雨・地震対策を着実に進める一方で、施設長寿命化計画に基づく長寿命化対策や使われなくなったため池の廃止などを組み合わせることで、計画的な取組を促進。
- 農業用排水施設や農道を補強することで、災害に対する脆弱性を補うことにより、地域の防災機能を増進。

1. 事業内容

① 計画の策定（調査計画事業）
耐震照査、計画策定、ハザードマップ作成 など
【補助率】1/2、定額（平成30年度まで）
ため池堤体の調査 →

② 農業用施設等の整備（整備事業）
ため池整備（豪雨・地震対策、長寿命化対策等）、湛水防除、地すべり対策 など
【補助率】1/2、55% 等

拡充
○ 施設長寿命化計画（個別施設計画）に基づくため池の長寿命化対策を追加。
○ 土地改良施設の補強等を行う事業を「地域防災機能増進事業」として再編・整理し、農道の防災対策を新たに追加。
○ 地域の実情を踏まえ、地盤沈下対策事業の要件を拡充。

③ ため池の管理体制の強化（体制整備事業）

ため池の監視・管理体制の強化、二次被害が想定されるため池の廃止 など
【補助率】1/2、55%、定額

拡充
○ 使われなくなったため池の廃止等を支援する事業の期限延長（平成34年度まで）。



改修前

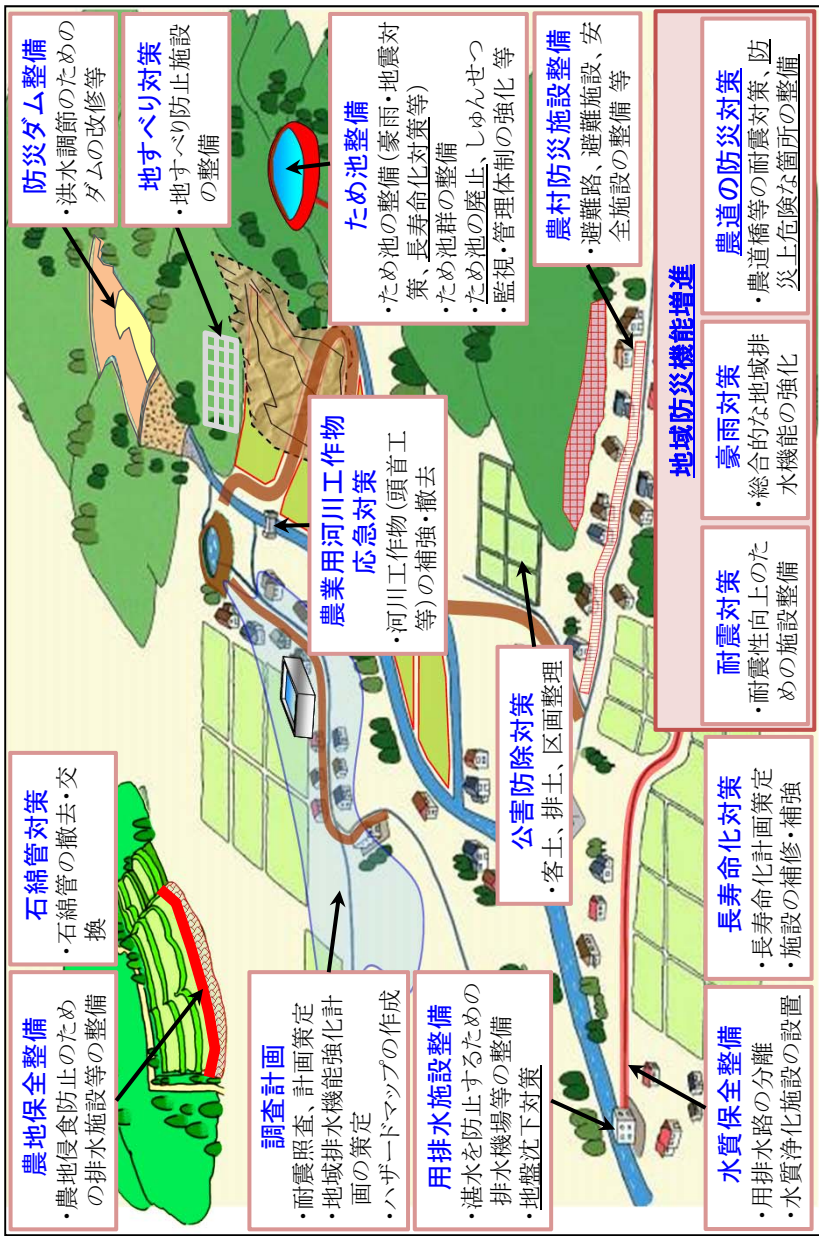


改修後



技術習得の研修

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



2. 実施要件

- ① 農村地域防災減災総合計画に位置付けられていること など
- ② ため池整備は受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上あるいは防災受益面積30ha以上 など
土地改良施設の耐震対策は総事業費800万円以上あるいは防災受益面積30ha以上 など
- ③ 防災重点ため池かつ受益面積2ha以上で、整備事業の実施地区又は整備計画を策定する見込みがあること など

3. 実施主体

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 土地改良区等

農村地域防災減災事業の拡充のポイント

ため池の防災減災対策の促進

ため池長寿命化工事

事業内容の拡充

抜本的な対策の実施の順番を待たため池の小さな変状を把握し、応急対策や予防保全対策を施すため、『ため池整備事業』において、施設長寿命化計画(個別施設計画)に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図ることを目的として実施される補修や部分改修等を支援する「ため池長寿命化工事」を追加しています。

ため池長寿命化工事の要件

施設長寿命化計画(個別施設計画)が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの(事業費要件はなし)。

ため池緊急防災体制整備促進事業

定額助成の期限延長

使われなくなったため池を廃止する「地域防災上のリスク除去」と、所有者を確定するための相続関係の調査等を行う「ハード整備の着手促進」の事業メニューについて、平成34年度まで5年間の期限延長します。

地域防災上のリスク除去の要件

- 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池で、想定被害額(農外)が500万円以上のもの
- 代替となる水路等の施設整備を伴うもの
- 堤体の所有者が地方公共団体でないもの

地域防災機能の増進

地域防災機能増進事業

事業メニューの再編・整理

地域の防災機能を増進させることを目的として土地改良施設の補強等を行う「土地改良施設耐震対策事業」及び「土地改良施設豪雨対策事業」を、新たに創設する『地域防災機能増進事業』の事業メニューとして再編・整理することにより、より使いやすく、わかりやすい制度となるように体系を見直します(実施できる事業の内容については変更等はありません)。

また、平成29年9月の改正土地改良法の施行を踏まえ「土地改良施設耐震対策事業」を農業者からの申請によらず、地方公共団体が自ら事業を実施できる仕組みを活用できるように位置付けます。

農道防災対策の拡充

農道橋などの耐震対策については、現行の「土地改良施設耐震対策事業」とは切り分け、新たに「農道防災対策工事」として、『地域防災機能増進事業』の事業メニューのひとつに位置付けます。

また、耐震対策に加え、防災上の観点から必要な危険箇所の整備を実施できるように事業内容を拡充します。

農道防災対策工事の要件

- 農道防災対策の必要性が整理されており、かつ、次のいずれかに該当するもの
- ① 総事業費がおおむね800万円以上のもの
 - ② 防災受益面積がおおむね30ha以上のもの

実態を踏まえた要件の適正化

地盤沈下対策事業

更新整備における前歴事業の要件の拡充

『用排水施設等整備事業』の「地盤沈下対策事業」で更新整備を行う際の前歴事業の要件を拡充し、昭和50年度以前に事業着手し、地盤沈下対策として整備された施設も、一定の条件を満たす場合は対象に追加します。

農業用施設等災害管理対策事業

事業メニューの移行

新設される『農業水路等長寿命化・防災減災事業』に事業メニューを移行します(平成30年度は継続地区のみ農村地域防災減災事業で実施)。

関係する事業制度の充実

農業水路等長寿命化・防災減災事業

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な長寿命化対策や防災減災対策を機動的かつ効率的に推進します。

農業水路等長寿命化・防災減災事業の要件

長寿命化・防災減災整備計画に基づいて実施されるもので、総事業費200万円以上、受益者数2者以上、事業期間3年以内(機能を一層発揮させるための対策については、事業期間1年以内)

農業農村整備事業

土地改良施設維持管理適正化事業（公共）

【3, 312（3, 312）百万円】

対策のポイント

農業水利施設の定期的な整備補修等に対し国が助成することによって、社会的資産である施設の管理の適正化を図ります。

<背景／課題>

- ・農業水利施設については、その機能を最も効率的かつ経済的に維持するため、**既存の施設の有効活用・長寿命化**とともに、効率的な更新整備や保全管理の充実を図ることが必要です。
- ・土地改良施設維持管理適正化事業は、**土地改良区等施設管理者が定期的な整備補修**を行うこととして、一定期間資金を拠出しあって対象施設の整備補修を実施するものです。

政策目標

農業水利施設に対する管理意識の昂揚を図りつつ、適期的確な整備補修による施設の機能の保持と耐用年数を確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

農業水利施設の機能の保持等のため必要となる整備補修の実施

- （1）施設の機能保持のため必要となる整備補修（オーバーホール、塗装等）や高収益作物の導入推進に資するための整備補修（水管理の高度化等）を実施します。
- （2）予測し得ない事故や施設の老朽化等の理由により緊急に必要となる整備補修も実施することができます（緊急整備補修）。
- （3）農業用排水施設への転落事故を防止するための安全管理施設（フェンス等）を計画的に整備します（安全管理施設整備〔1地区当たり事業費100万円以上〕）。

事業実施主体：全国土地改良事業団体連合会
補助率：資金造成額の1／3（事業費の30%）
事業実施者：土地改良区、土地改良区連合等

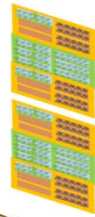
[お問い合わせ先：農村振興局土地改良企画課（03-3502-6006）]

土地改良施設維持管理適正化事業（施設改善対策事業）の拡充

- 水田地域において、これまでより高収益な作物を導入し、産地形成を図るためには、徹底した排水対策や適期適切な用水供給を可能とする自由度の高い配水系の整備など、生産基盤を適切に維持管理していくことが必要。
- これらの実現のため、これまでの事業メニューに高収益作物の導入推進に資する整備補修（水管理の高度化などを新たに追加）。

現状の課題

- これまでの事業メニューは、土地利用型作物中心の営農を想定
- 今後、高収益作物の導入の推進を目指す担い手や農業者のニーズに対応できる事業メニューが必要



今後の対応

- 施設改善対策事業の事業メニューに、以下のメニュー等を追加
- 高収益作物の導入推進に係る要件を新設

○水門・分水工の自動化・電動化

・水門・分水工の開閉を自動化・電動化し、担い手や農業者の水需要に迅速に対応することが可能



○水管理の高度化

・水門・分水工等へ水位計や簡易な制御盤を整備することで水量観測、開閉を遠隔操作できるようにし、担い手の水需要への迅速な対応が可能



○ポンプのインバータ方式への更新

・ポンプをインバータ方式へ更新することにより、ポンプの水量を自由に調節することが可能となり、時期や作物に応じた用水量管理が可能



○給排水の自動化

・農業者がスマートフォン等により給排水量を遠隔操作(また天候や生育状態に応じて給排水量を自動制御)



実施要件

- ①高収益作物の導入推進を図るための方針等を定めた土地改良施設改善計画の策定
- ②事業費200万円以上 等

実施主体

土地改良区、市町村等

農業農村整備事業

国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）（公共）

【2, 112(2, 067)百万円】

対策のポイント

土地改良区による農業水利施設の管理体制について、農業農村をとりまく情勢の変化に対応するため、地域住民やNPOなど多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化を図ります。

<背景／課題>

- ・国が整備したダム、頭首工、ポンプ場、水路等農業水利施設の多くは国有財産として土地改良区に管理委託をしています。これらの施設は適切な維持管理が行われることにより、多面的機能を発揮しています。
- ・農業水利施設の発揮する多面的機能に対する地域の期待は依然として高い一方で、大規模・少数の担い手を中心となって農地の大宗を耕作する農業構造への変化に伴い、農業水利施設の管理・操作は高度化・複雑化しています。
- ・また、施設の老朽化が進行する中、近年頻発する異常気象や突発事故時に対応した厳格な管理が求められており、国土強靱化・インフラ長寿命化の取組を進める観点からも、施設管理者である土地改良区の公的役割は増大しています。
- ・これらに対応していくためには、地域住民等を含めた非農家の管理参画の枠組を構築しつつ、安定的な管理体制を整備・強化していく必要があります。

政策目標

農業水利施設の戦略的な保全管理

<主な内容>（下線部は拡充内容）

土地改良区による農業水利施設の管理体制について、地域住民等の多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化を図るため、以下の活動に対する助成を行います。

- ① 管理体制整備計画の更新及び管理体制整備の推進活動
- ② 管理体制整備・強化に対する支援
- ③ 管理体制整備の促進に向け、突発事故・異常気象に対応するための調査・計画策定や、必要となる施設整備（予防保全・省エネルギー化対策、地域防災対策等）の実施（なお、③のうち予防保全対策は、管理体制の強化に資する内容に重点化して実施）

補助率：1／2

事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区

事業実施期間：平成30年度～平成34年度

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-6744-1363）]

国営造成施設の管理を取りまく状況

都市化・混住化



ゴミ処理等管理負担の増大

過疎化・高齢化



集落機能の低下

施設の老朽化



維持管理費の増嵩

集中豪雨の増加

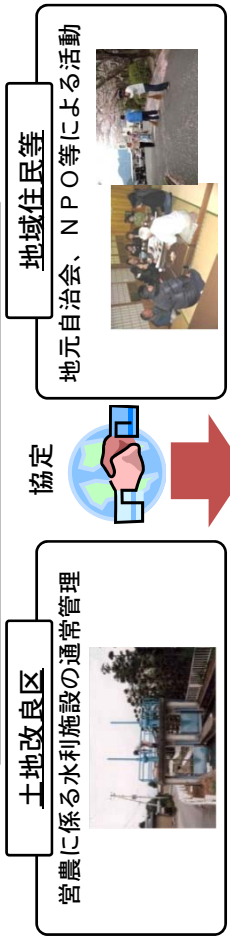


防災意識の高まり

地域住民等と連携した管理体制を構築（平成12年～29年度）

地域住民、NPO等をはじめとする多様な主体との協定締結により、安定的な管理体制を構築。

地域住民等と連携した管理体制を構築



農業水利施設の適切な管理と多面的機能の発揮

事業実施主体 都道府県、市町村、土地改良区等

要件 国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯渠営造成施設を管理する土地改良区の取組を支援。

補助率 1/2

事業内容 ①管理体制整備計画の更新及び管理体制整備の推進活動、②管理体制整備・強化に対する支援、③体制整備の促進に向けた施設の整備（予防保全・省エネルギー対策、地域防災対策等）等に対する支援

事業実施期間 平成12年度～平成29年度

これからの取組

これまでの取組の成果

- ・各地区で策定された管理体制整備計画における目標について、達成状況を数値化した平成24年度から達成率は向上しているが、更なる取組が必要
- ・目標の8割を達成した地区の割合 (H24→H27) 管理体制の強化 18%→44%
- ・管理水準の向上 27%→54%
- ・管理費用の分担 18%→40%

新たな課題

- ・大規模・少数の担い手が農地の大宗を耕作する農業構造への変化に伴い、農業水利施設の管理、操作は高度化・複雑化。
- ・近年頻発している異常気象・突発事故に対応するためのより厳格な管理が求められるなど、公的役割も増大。



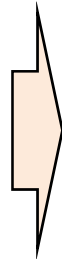
農業構造の変化



老朽化による管水路の破裂



集中豪雨による湛水状況



拡充内容（平成30年度～）

- 新たな課題を踏まえた目標の達成に向け、事業実施期間を延長
平成30年度～平成34年度（5年間）

○不測の事態への対応の強化

- ・左記事業内容①について、管理体制整備計画に関係者と連携した突発事故・異常気象対応に関する目標を追加し、取組を支援
- ・左記事業内容③について、突発事故・異常気象に対応するため調査・計画策定等を追加し、取組を支援
- ・左記事業内容③のうち、予防保全対策を管理体制の強化に資する内容に重点化

農業農村整備事業

水資源機構かんがい排水事業（公共）

【4, 180（4, 275）百万円】

対策のポイント

農業生産の基礎となる水利条件を整備（農業用水の確保、農業用水の適期・適量供給）し、水利用の安定と合理化を図ります。

<背景／課題>

- ・水資源開発水系（利根川・荒川等7水系）では、産業の発展及び人口の集中に伴い、用水の安定供給を必要としています。
- ・このため、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の新築及び改築を適切に実施することにより、用水の安定供給を確保する必要があります。

政策目標

安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

<主な内容>（下線部は拡充内容）

1. 水資源機構かんがい排水事業

採択に当たっては、原則として国営かんがい排水事業（内地）等に準じます。

2. 水資源開発施設等緊急対策事業

水資源開発施設等を対象に、突発事故等不測の事態発生に対し、原因究明等調査の結果に基づく施設の機能保全を目的とした整備を実施します。

採択に当たっては、受益面積・末端支配面積が500ha以上（畑にあっては100ha以上）（重要度・緊急性の高い施設にあっては末端支配面積100ha以上）とします。

3. 耐震対策の一体的実施

防災上重要な施設であって、必要な耐震性を有していない施設の耐震対策を上記1. 2. の事業と一体的に実施します。

採択に当たっては、1. 2. の事業に同じ。（必要な耐震性を有していない重要な施設の耐震対策については、末端支配面積300ha以上）

4. 農地防災事業

採択に当たっては、原則として国営総合農地防災事業（内地）等に準じます。

補助率：1. について、2/3、70%、1/2
2. 3. について、2/3
4. について、2/3、70%、1/2
事業実施主体：独立行政法人水資源機構

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3501-5604）]

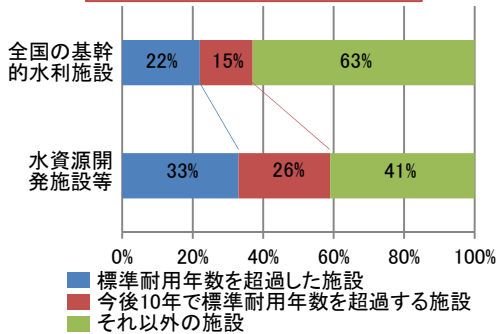
水資源機構かんがい排水事業（水資源開発施設等緊急対策事業）（拡充）

○不測の事態への対策を強化するため、施設の機能保全を目的とした整備を適時適切に実施する必要。

現状

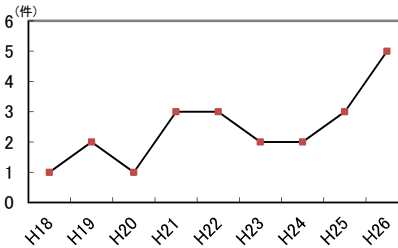
- 水資源開発施設等のうち、標準耐用年数を超過した施設は約3割に達しており、全国平均と比べ老朽化が進行。今後10年で標準耐用年数を超過する施設は59%に及び老朽化がさらに進行。
- 管水路破裂等の突発事故が多発化傾向。第三者被害も発生。

施設の老朽化の進行

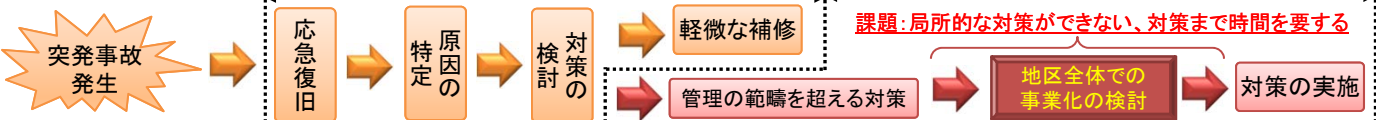


突発事故の発生

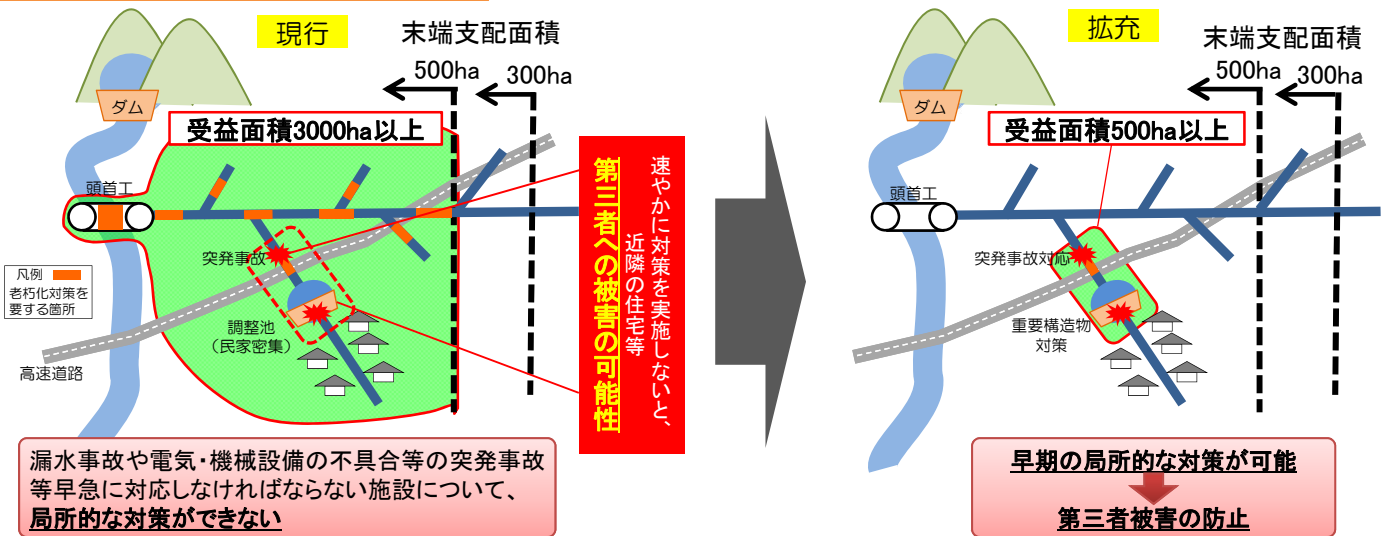
○利根川・荒川水系における水資源開発施設の漏水事故件数の推移



突発事故対応の流れ



突発事故対応＜施設の機能保全＞



事業内容

1. 内容

- 不測の事態が発生した施設における原因究明等調査の結果に基づく施設の機能保全を目的とした整備
- 補助率：2/3 **【国営施設応急対策事業の事業内容のうち、対策事業の部分のみ】**

2. 実施要件

- 受益面積：末端支配面積：500ha以上（畑にあっては100ha以上）
（重要度・緊急性の高い施設にあっては末端支配面積100ha以上） **【国営施設応急対策事業に同じ】**

3. 実施主体 独立行政法人水資源機構

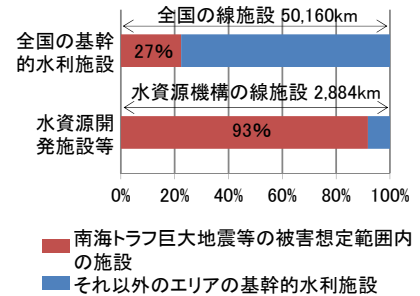
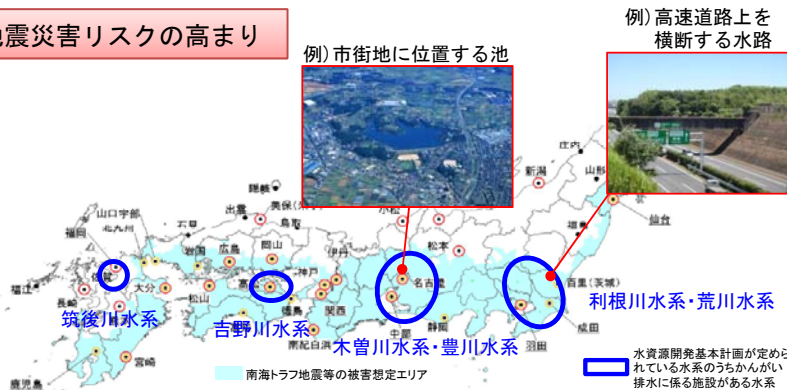
水資源機構かんがい排水事業（耐震対策の一体的実施）（拡充）

○防災上重要な施設であって、必要な耐震性を有していない施設の耐震対策をかんがい排水事業による施設の更新と併せて一体的に実施する必要。

現状

- 水資源開発施設等のほとんどが南海トラフ地震防災対策推進地域等の区域内に存在。
- 被害想定エリア内には、防災上重要な施設が多数存在。

地震災害リスクの高まり



防災・減災<国土強靱化>

H26

南海トラフ地震防災対策
推進基本計画策定

耐震照査

H29年度末までに実施予定は

例) 愛知用水 三好池(受益面積631ha)



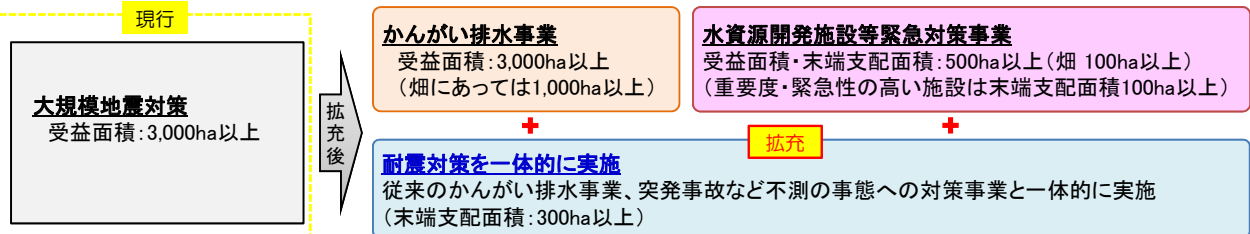
・施設の直下に防災活動拠点や小学校、大型商業施設、市役所等があり、大規模地震が発生した際、周辺への影響が極めて甚大。

防災上重要な施設で耐震性を有していないことが判明

早急に対策を実施する必要

拡充内容

○大規模地震対策の実施に当たり、現行の制度では3,000ha以上の受益面積が必要となることから、局所的な耐震対策が機動的に実施できないため、末端支配面積300ha以上の施設の耐震対策を水資源機構かんがい排水事業による施設の更新と併せて一体的に実施。



事業内容

1. 内容

- 防災上重要な施設であって、必要な耐震性を有していない施設の耐震対策を水資源機構かんがい排水事業及び水資源開発施設等緊急対策事業と一体的に実施。
- 補助率: 2/3 **【国営かんがい排水事業と一体的に実施する耐震対策と同様】**

2. 実施要件

- 受益面積、末端支配面積: 水資源機構かんがい排水事業及び水資源開発施設等緊急対策事業に同じ
(必要な耐震性を有していない重要な施設の耐震化整備については、末端支配面積300ha以上)

【国営かんがい排水事業と一体的に実施する耐震対策と同様】

3. 実施主体

独立行政法人水資源機構

農山漁村地域整備交付金（公共）

【91,650（101,650）百万円】

対策のポイント

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景／課題>

- ・地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進することが必要です。
- ・このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要な路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>（下線部は農村振興局関連事業の拡充内容）

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。
農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
このうち、農業農村分野においては、分かりやすい事業体系とするため各事業を大括り化します。
3. 農村集落基盤再編・整備事業
中山間地域における基盤整備と耕作放棄地対策を総合的に実施できるよう、農村集落基盤再編・整備事業と農地環境整備事業を統合します。
4. 農地整備事業（通作条件整備）及び農業集落排水事業
農道及び農業集落排水施設の計画的な保全対策を推進するため、農地整備事業（通作条件整備）及び農業集落排水事業における保全対策の実施要件に個別施設計画の策定を追加します。

国費率：1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局地域整備課（03-6744-2200）]

農山漁村地域整備交付金

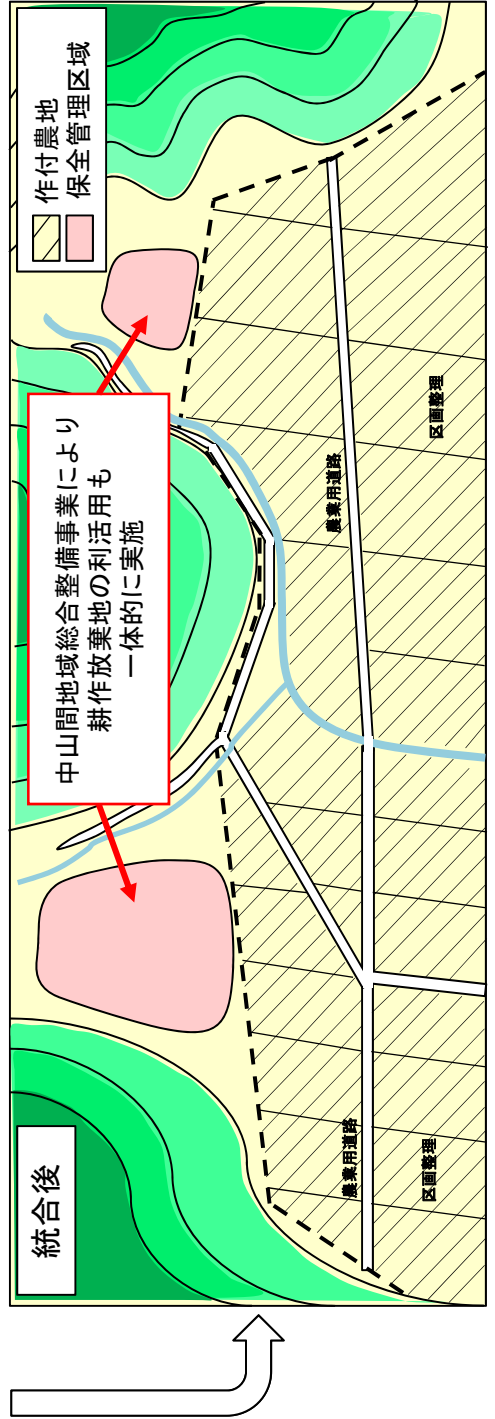
- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。



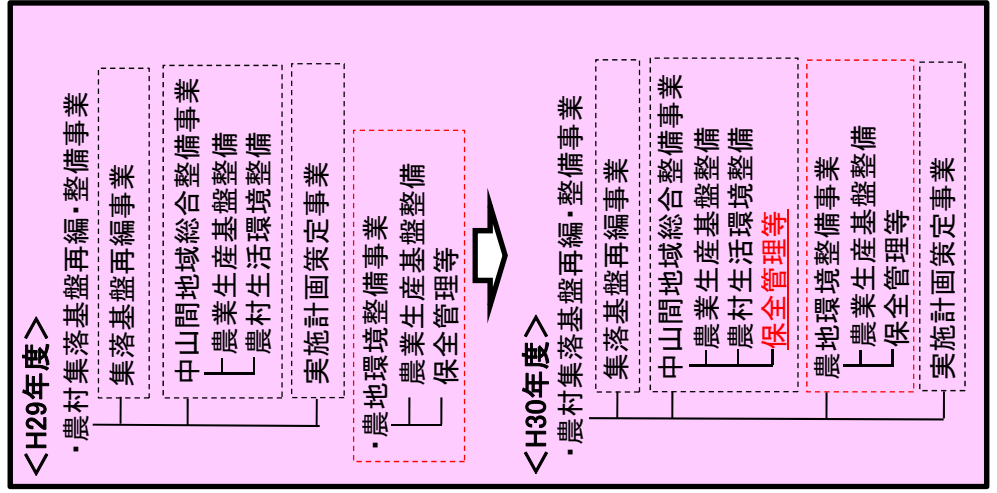
農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業と農地環境整備事業の統合）

- 近年、特に中山間地域において、農業生産条件の不利性や高齢化、担い手不足等により耕作放棄地が増加しており、荒廃した農地が原因となって、鳥獣害、病虫害、病虫害、土砂崩れ等の被害が多く発生し、問題となっている。
- このため、中山間地域における基盤整備と耕作放棄地対策を総合的に実施することで、より効率的・効果的な整備が可能となるよう、従来の農村集落基盤再編・整備事業と農地環境整備事業を統合する。

中山間地域における基盤整備と耕作放棄地対策の総合的な実施



事業の統合



海岸事業（農地海岸）（公共）

【3, 289(3, 289)百万円】

対策のポイント

海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資するとともに、良好な営農条件を備えた沿岸農地の確保を図るため、海岸保全施設の整備を推進します。

<背景／課題>

- ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等において、海岸堤防等が十分に整備されていない農地海岸は約5割に及びます。
- ・特に海抜ゼロメートル地帯に位置する有明海沿岸地域では、近年、高潮等に伴う浸水被害が頻発しており、災害リスクが増大しています。
- ・このため、海岸事業を行うことにより沿岸の優良農地等を災害から守り、食料の国内生産の確保を図るとともに、国民の生命、財産等の安全・安心を確保していく必要があります。

政策目標

南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
【約37%（平成26年度末）→約57%（平成32年度末）】

<主な内容>

国土保全上、特に重要な海岸について、主務大臣が海岸管理者に代わり、自ら海岸保全施設の新設・改良を行います。

直轄海岸保全施設整備事業 3, 280(3, 280)百万円
国費率：2/3等
事業実施主体：国

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2199）]

災害復旧事業（農地・農業用施設等）（公共）

【7,913（8,005）百万円】

対策のポイント

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等を早期に復旧します。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域の早期復旧により、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性を向上させることが必要です。

政策目標

適切かつ速やかな災害復旧の実施

<主な内容>

- 1. 直轄農業用施設災害復旧事業** **130（721）百万円**
国が実施する土地改良事業により造成された農業用施設（ダム、頭首工、用排水機場、水路、農道、橋梁等）の災害復旧を実施します。
国費率：農林水産省65/100、北海道・離島・奄美85/100、沖縄90/100
（但し、農家1戸当たりの事業費により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国
- 2. 特定災害復旧等海岸工事** **15（842）百万円**
「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」等に基づき、国が被災地方公共団体に代わって、海岸保全施設の復旧等を実施します。
国費率：2/3
（但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国
- 3. 直轄地すべり防止施設災害復旧事業** **13（13）百万円**
「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」の規定に基づき農林水産大臣が施行する直轄地すべり防止施設（排水施設、擁壁、土留工等）の災害復旧を実施します。
国費率：農林水産省2/3、北海道4/5
（但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により国費率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：国
- 4. 農業用施設災害復旧事業** **4,767（4,047）百万円**
農業用施設（ダム、ため池、頭首工、用排水機場、水路、農道、橋梁、農地保全施設等）の災害復旧を実施します。
補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美65/100、沖縄80/100
（但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。）
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

5. 農地災害復旧事業 2,960(2,335)百万円

農地(水田、畑等)の災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省・北海道・離島・奄美50/100、沖縄80/100
(但し、農家1戸当たりの事業費により補助率の嵩上げ制度あり。また、
激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等

6. 海岸保全施設等災害復旧事業 28(47)百万円

「海岸法(昭和31年法律第101号)」により指定されている海岸保全区域において、
農地の保全に係る海岸保全施設(堤防、護岸、突堤等)の災害復旧を実施します。

「地すべり等防止法(昭和33年法律30号)」により指定されている地すべり防止区
域において、農地の保全に係る地すべり防止施設(排水施設、擁壁、土留工等)の
災害復旧を実施します。

補助率：農林水産省2/3、北海道・離島・奄美・沖縄4/5
(但し、当該地方公共団体の標準税収入との割合により補助率の嵩上げ制度あり。
また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。)
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：農村振興局防災課(03-6744-2211)]

災害関連事業（農地・農業用施設等）（公共）

【250（158）百万円】

対策のポイント

災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築又は補強等を行います。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。
- ・被災した農業地域において、災害復旧事業と併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築、補強等を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安全性を向上させる必要があります。

政策目標

災害復旧と併せた再度災害の防止及び速やかな災害復旧の実施

<主な内容>

災害復旧事業に併せて、再度災害防止のための隣接残存施設等の改築又は補強、緊急に地すべり防止工事が必要となった場合の地すべり防止工事及び農村生活環境施設等の復旧を行います。

- 直轄地すべり対策災害関連緊急事業
- 農業用施設災害関連事業
- ため池災害関連特別対策事業
- 特殊地下壕対策事業
- 農地災害関連区画整備事業
- 海岸保全施設等災害関連事業
- 災害関連農村生活環境施設復旧事業
- 災害関連緊急地すべり対策事業
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

〔国費率、補助率：2／3、1／2等〕
〔事業実施主体：国、地方公共団体等〕

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-6744-2211）]

平成 2 9 年度
農林水産関係補正予算の概要
【農村振興局】

平成29年度農林水産関係補正予算の概要 (農村振興局関係)

1 「TPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施

(1) 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

○ 農地の更なる大区画化・汎用化の推進<公共> 350億円

- 農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化し、米の生産コストの大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等のための整備を推進

○ 中山間地域所得向上支援対策 300億円

- 中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援

うち本体	100億円
うち産地パワーアップ事業 優先枠	40億円
うち畜産・酪農収益力強化 整備等特別対策(畜力UP)	
事業優先枠	40億円
うち農業農村整備事業 優先枠	120億円

(2) 国際競争力のある産地イノベーションの促進

○ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進<公共> 457億円

- 高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の畑地化・汎用化や、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進

(3) 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

○ 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進<公共> 95億円

- 畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進

2 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策等の推進

○ 「農泊」の推進 3億円

- ・ 農山漁村の所得向上を図るため、「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築、地域資源の魅力ある観光コンテンツとしての磨き上げ等の取組や農家レストラン等の整備を一体的に支援

○ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進 13億円

- ・ 野生鳥獣の緊急捕獲を支援するとともに、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供の実現に向け、ICT等を活用し、ジビエの生産性を飛躍的に向上させたモデル地区の整備等を支援

3 防災・減災対策等の推進

○ 農業農村整備事業<公共> 468億円

- ・ 台風や豪雨等の自然災害への対策として、ため池など農業水利施設に係る老朽化対策等や、農地の洪水被害防止等の防災・減災対策を実施

○ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業 1億円

- ・ 火山の降灰被害に対応するための洗浄用機械施設等の整備等を支援

○ 災害復旧等事業<公共> 418億円

- ・ 台風や豪雨等の自然災害により被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の復旧等を実施

中山間地域所得向上支援対策

【30,000百万円】

(優先枠を設けて実施)

対策のポイント

中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を支援し、我が国農業の体質強化を図ることが重要です。
- ・このため、意欲ある中山間地域において、農業者等による収益性の高い農産物の生産・販売等の取組を総合的に支援します。また、農地中間管理機構による担い手への農地集積にも配慮します。

政策目標

中山間地域所得向上支援対策の実施地域において、
○品質向上や高付加価値化等により、販売額を10%以上向上
○水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等により、生産・出荷コストを10%以上低減 等

<主な内容>

1. 中山間地域所得向上支援事業

10,000百万円

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等により所得の確実な向上を図るため中山間地域所得向上計画を市町村等が策定します。計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得向上の確実性を高めるものとします。

この計画に基づき、生産～加工～流通～販売の各行程における基盤整備や施設整備等のメニューを選択する方式により、ワンストップで総合的に支援します。

中山間地域所得向上計画を策定した地域において実施する水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進、産地パワーアップ事業、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業を優先的に採択・配分します。

(1) 中山間地域所得向上推進事業

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、実務等における外部人材の活用、マーケティング調査など販路拡大の取組等を支援します。

(2) 基盤整備

水田の畑地化や客土等の簡易整備を含む農地整備、畑地かんがい施設等の水利施設の整備等を、地域の実情に応じて支援します。

(3) 施設整備等

収益性の高い農産物の生産拡大のため、

- ① 施設整備（集出荷・加工施設の整備、ハウス施設、直売所等の整備等）
 - ② 高収益農産物の生産（導入1年目の種子・肥料等の資材購入等）
 - ③ 高付加価値化・販売力強化（加工品等の商品開発、販路開拓等）
- 等を幅広く支援します。

（補助率：都道府県へは定額（事業実施主体へは1/2、55/100等）
事業実施主体：地方公共団体、農業者団体等）

2. 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（優先枠）

12,000百万円

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良や、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備等について、中山間地域優先枠を設定し、1.の中山間地域所得向上計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。

〔国費率、補助率：2/3、55/100等〕
事業実施主体：国、都道府県〕

3. 産地パワーアップ事業（優先枠）

4,000百万円

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、集出荷施設の整備に係る経費等について、中山間地域優先枠を設定し、1.の中山間地域所得向上計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。また、面積要件を課さないこととします。

〔補助率：1/2以内等〕
〔支援対象者：農業者、農業者団体等〕

4. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優先枠）

4,000百万円

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化に必要な施設整備等について、中山間地域優先枠を設定し、1.の中山間地域所得向上計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。また、地域全体の伸び率以上の取組をする場合に、規模拡大要件を緩和することとします。

〔補助率：1/2以内等〕
〔支援対象者：中心的な経営体（畜産農家等）〕

お問い合わせ先：

1の事業	農村振興局地域振興課	(03-3501-8359)
	農村振興局地域整備課	(03-6744-2200)
	農村振興局農村環境課鳥獣対策室	(03-3591-4958)
2の事業	農村振興局設計課	(03-3502-8695)
3の事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
4の事業	生産局畜産企画課	(03-3501-1083)

中山間地域所得向上支援対策 300億円 (優先枠を設けて実施)

中山間地域所得向上支援事業 100億円

中山間地域所得向上推進事業

- ✓ 中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済の地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等により、所得の確実な向上を図る計画を市町村等が策定
- ✓ 計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て、所得向上の確実性を高めるものとする
 - 計画策定に係る調査・調整
 - 農産物の販売戦略の策定
 - 施設整備計画の策定
 - マーケティング調査等販路拡大の取組 等
 - 実務等における外部人材の活用

基盤整備

基盤整備

- 水田の畑地化
- 簡易整備を含む農地整備
- 畑地かんがい施設等の水利施設整備等



◇ 水田の畑地化等



◇ 点滴かんがい

施設整備

- 集出荷・加工施設の整備
- ハウス施設、直売所等の整備
- 鳥獣の侵入防止柵、ジビエの処理加工施設等の整備等



◇ ハウス施設の整備



◇ 処理加工施設の整備

施設整備等

高収益農産物の生産

- 導入1年目の種子・肥料等の資材購入
- 栽培技術習得研修等



◇ 新規作物の導入



◇ 栽培技術習得研修

高付加価値化・販売力強化

- 加工品等の商品開発、販路開拓
- 実需者との連携
- 新規パッケージ作成
- 販売技術習得研修等



◇ 加工品開発の推進



◇ 消費地でのPR

関連事業による優先枠の設定 200億円

- ・ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進(※)

- ・ 産地パワーアップ事業(※)
- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(※)

(※) 中山間地域優先枠を設定し、中山間地域所得向上計画を策定した地域は、優先的に採択・配分

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【1, 276百万円】

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するための捕獲に向けた取組を強化するとともに、ジビエ利用拡大に向け、捕獲から搬送・処理加工がつながった先進的なモデル地区の整備を支援します。

<背景/課題>

- ・野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円の規模で推移しています。
- ・野生鳥獣の発生は自然的要因により左右されるため、年により予測できない大きな被害を及ぼすこともあり、さらに、その被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や荒廃農地の増加等の一因にもなるなど深刻な状況です。
- ・このため、防災・減災の観点から野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、捕獲に向けた取組を強化することが重要です。
- ・一方で、捕獲した鳥獣の食肉利用は約1割に留まっていることから、野生鳥獣を地域資源として利用し、農山村の所得を向上させていく取組を全国に広げていくことが重要です。
- ・このため、従来の処理加工施設における小規模零細な取組から脱却し、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供の実現に向け、ICTの活用をはじめ、ジビエの生産性を飛躍的に向上させたモデル地区の整備を支援します。

政策目標

- 野生鳥獣を約60万頭捕獲（平成29年度）（当初予算と本補正予算によるシカ、イノシシの捕獲数の合計）
- 平成31年度までにモデル地区における品質が確保されたジビエによる所得を倍増以上

<主な内容>

鳥獣被害防止総合対策交付金

（1）鳥獣被害防止対策支援事業

市町村が策定した「被害防止計画」に基づき実施される捕獲に向けた取組を強化するため、捕獲活動経費を支援するとともに、一斉捕獲活動や捕獲機材の導入などの地域ぐるみの活動等を支援します。

（2）ジビエ倍増モデル整備事業

ジビエの生産性を向上し、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、ICTの活用をはじめ、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながった先進的なモデル地区（処理頭数、衛生管理の諸条件を確保）の整備を支援します。

具体的には、

- ・ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化（実証）
- ・コンソーシアム※の運営（※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織）
- ・ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組（人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等）
- ・中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車、保冷車等の整備等を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは1/2以内等）
※一部定額支援あり
事業実施主体：地域協議会、民間団体等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局農村環境課鳥獣対策室（03-3591-4958）]

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成29年度補正予算額：1,276百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するための捕獲に向けた取組を強化するとともに、ジビエ利用拡大に向け、捕獲から搬送・処理加工が繋がった先進的なモデル地区の整備を支援します。

鳥獣被害防止対策支援事業

- 捕獲に向けた取組を強化するため、捕獲活動経費を支援するとともに、地域ぐるみの活動等を支援します。

【事業内容】

捕獲活動経費の直接支援



地域ぐるみの捕獲活動



- ・ 捕獲機材の導入
- ・ 一斉捕獲の実施

【事業実施主体】 地域協議会、民間団体 等

【交付率】 都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

ジビエ倍増モデル整備事業

- ジビエの生産性を向上し、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、ICTの活用をはじめ、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながった先進的なモデル地区（処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保）の整備を支援します。
- また、モデル地区におけるジビエビジネスの展開に向けた地域の取組を支援します。

【事業内容】

- ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化（実証）
- コンソーシアム※の運営
 - ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
- ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組
 - （人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等）
- 中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車（ジビエカー）、保冷車等の整備等を支援

【事業実施主体】 民間団体

【交付率】 事業費の1/2以内等、定額



「農泊」の推進

【345百万円】

対策のポイント

I C T等の活用により、農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設との間といった施設間連携を通じ、顧客満足度向上と生産性向上の実証支援を通じ、持続的なビジネスとしての農山漁村滞在型旅行（「農泊」※）を推進します。

※ 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在のこと。

<背景／課題>

- ・都市農村交流の1つである農家民宿の取組は、農山漁村地域の活性化に大きな役割を果たしていますが、近年、訪日外国人の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化しており、従来の経営ノウハウから脱却し、顧客ニーズを捉えた経営へと変革を進める必要があります。
- ・このため、限られた経営資源を効率的に活かす観点から、I C T等を活用した農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設が連携することによる泊食分離を推進し、顧客満足度向上や生産性向上を図り、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った農山漁村地域を創出します。

政策目標

I C T等を活用した生産性の高い泊食分離に取り組む農山漁村地域の売上高を50%以上向上

<主な内容>

農山漁村振興交付金（農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業）

限りある経営資源を効率的に生かすため、I C T等を活用した「泊・食・体験」サービスの向上・充実に取り組む意欲ある農山漁村地域を対象として、

- ・宿泊施設と飲食施設のスムーズな連携に向けたI C Tの活用実証
- ・食材ロス低減、食材の常時提供等に向けた食材管理システムや鮮度保持冷凍システム等の導入
- ・付加価値の高い、旬の地元食材を活用した食コンテンツの開発
- ・地域の食を提供する農家レストランやセントラルキッチン等の整備
- ・顧客ニーズを捉えた、収益性の確保が可能な体験コンテンツの開発及びコンテンツ提供に必要な条件整備
- ・宿泊施設の改修

等ソフトとハードの取組を一体的に支援します。

（ 交付率：定額、1／2
事業実施主体：市町村、地域協議会等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 （03-3502-5946）]

「農泊」の推進

[平成29年度補正予算額 345百万円]

限られた経営資源を効率的に生かし、農家民宿等の宿泊施設と農家レストラン等の飲食施設との間といった施設間連携による生産性向上に取り組む農山漁村地域への支援

事業内容

(農山漁村振興交付金(農山漁村滞在型旅行泊食分離実証事業))

- ・農家民宿等の経営資源を宿泊に、飲食機能は農家レストラン等に集中(泊食分離)させることにより、**地域全体の生産性を向上**。
- ・顧客ニーズを満たす旬の地元食材を用いた**食コンテンツ**を提供すると同時に、**生産性向上で生まれた経営資源を地域の更なる魅力向上に投資**

現状

- ・農家民宿では、「泊・食・体験」を一体的に提供を行っており、限られた経営資源の環境では、各サービスの高付加価値化が困難
- ・インバウンドや個人客の獲得に向け、各サービスの高付加価値化が必要



お客さんを囲んだ夕食



農家民宿の調理室



農家民宿の夕食



地域資源(棚田)

期待される生産性革命 ～泊食分離の推進～

食コンテンツの高付加価値化



地元旬の食材

古民家を活用した農家レストラン



ジビエを活用した夕食

伝統工芸品の活用



ICTや食品加工を活用し、

- ・宿泊施設 ⇄ 飲食施設で顧客情報の共有
- ・食材のこだわりを訴求した予約システム、食材在庫管理システム
- ・「地域の味」をデータベース化し、旬の食材、客のオーダーに応じたレシピ提案
- ・旬のジビエ肉の長期保管や食品加工技術を活用した新規メニュー開発

宿泊サービスの高付加価値化



快適な宿泊施設



古民家を活用した宿泊施設

魅力的な体験コンテンツ



地域に伝わる農耕儀礼



地域の自然・景観を活かしたアクティビティ

政策目標

ICT等を活用した生産性の高い泊食分離に取り組む農山漁村地域の売上高を50%以上向上

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【138百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や新燃岳等の活火山の急激な活発化に伴う降灰等により、農作物等への被害や影響が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う降灰による農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

○湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積

(農地及び周辺地域の面積 約34万ha(うち農地面積 約28万ha)(平成32年度))

<主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備や関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 (03-3502-6430)]

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響
- このため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められ、活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化

事業内容

- ① 降灰による被害の防除又は最小化に必要な共同利用施設の整備等を実施
- ② ①に関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な
洗浄用機械施設整備等を実施

【②関連整備等】



①の施設整備等の効果を一層促進させるため、洗
浄水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施

補助率等

農業者が組織する団体等が行う
事業に対して、**事業費の1/2以
内**を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

事業の対象

- 活動火山対策特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

農地の更なる大区画化・汎用化の推進（公共）

【35,000百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化し、米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等のための整備を推進します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、米の生産コストを早期かつ大幅に削減するなど、我が国農業の体質強化を図ることが重要です。
- ・このため、担い手への農地集積・集約化を加速化するとともに、大型機械等の導入が可能な農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等を可能とするパイプライン化、地下かんがい施設等の基盤整備を推進することが必要です。

政策目標

担い手の米の生産コストが9,600円／60kg※を下回り、かつ、同コストをおおむね10%以上削減するよう農地の大区画化・汎用化を推進

※ 平均的な米の生産コスト（16,000円／60kg（23年産米））から4割削減したコスト

<主な内容>

農地の大区画化等の推進

米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策等を推進します。

- ・主な工種：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設整備等

（国費率、補助率：2／3、1／2等）
事業実施主体：国、都道府県

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

農地の更なる大区画化・汎用化の推進（公共）

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、米の生産コストを早期かつ大幅に削減するなど、我が国農業の体質強化を図ることが重要。
- このため、担い手への農地の集積・集約化を加速化するとともに、大型機械等の導入が可能で農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等のためのパイプライン化等の整備を推進。

1. 事業内容

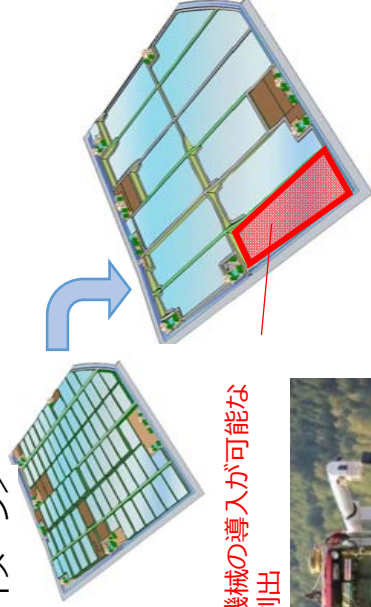
○ 農地の大区画化・汎用化の推進

米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画化、排水対策等を推進

主な工種：
 区画整理
 暗渠排水
 農業用排水施設 等

国費率、補助率：
 2/3、1/2 等

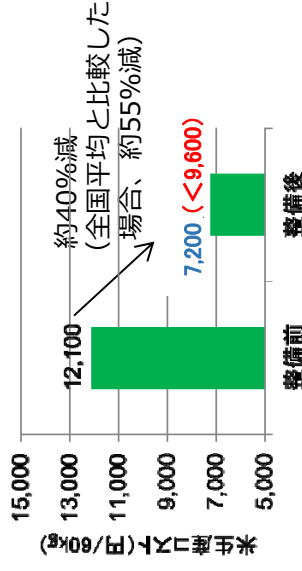
<整備後のイメージ>



大型農業機械の導入が可能な大区画を創出



<効果（米の生産コストの低減（円/60kg）>



※ 対象地区：
 平均経営規模15ha程度以上かつ1ha程度以上の大区画で実施した地区（H22～24年度完了地区）
 ※ 「日本再興戦略」上の担い手の米生産コスト削減目標
 16,000円/60kg → **9,600円/60kg**

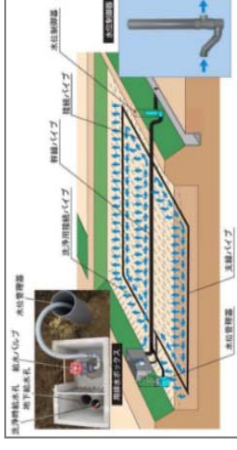
水管理の省力化・合理化を可能とするパイプライン化、地下かんがいを推進



末端給水栓



パイプライン化



地下かんがい

2. 実施要件

担い手の米の生産コストが9,600円/60kgを下回り、かつ、同コストがおおむね10%以上削減されることが見込まれること。

3. 実施主体

国、都道府県

水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（公共）

【45,700百万円】

対策のポイント

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、平場・中山間地域等における排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、生産基盤の整備を通じた我が国農業の競争力強化に加え、高収益作物への転換など攻めの農政を加速化することが重要です。
- ・このため、高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、平場・中山間地域等における排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進することが必要です。

政策目標

- 作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物※の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る生産額がおおむね10%以上増加すること
- 作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る生産額がおおむね50%以上増加すること

※ 高収益作物とは、野菜生産出荷安定法に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜や、果樹農業振興特別措置法に基づく果樹農業振興計画に位置づけられた果樹等。

<主な内容>

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良や、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備等を推進します。なお、中山間地域所得向上支援事業と関連して実施するものについては、優先枠(12,000百万円)を設定し、中山間地域の農業所得の向上に資するよう推進します。

- ・主な工種：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設整備等

〔国費率、補助率：2／3、1／2等〕
事業実施主体：国、都道府県

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)]

水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（公共）

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進し、我が国農業の体質強化を図ることが重要。
- このため、平場・中山間地域等における排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進。

1. 事業内容

○水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんが、施設の整備等を推進

主な工種：

- 区画整理
- 暗渠排水
- 農業用排水施設整備 等

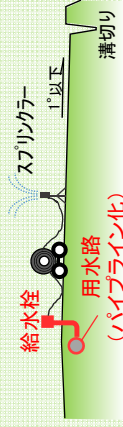
国費率、補助率：

2 / 3、1 / 2等

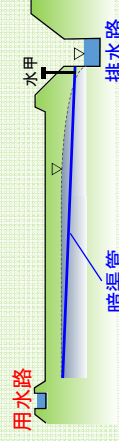
■ 水田の畑地化・汎用化

水田に野菜等を導入できるよう排水改良を行い、かんががい設備を整備

【畑地化のイメージ】

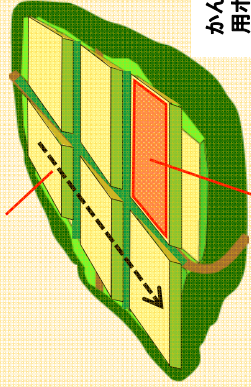


【汎用化のイメージ】



■ 畑地・樹園地の高機能化

傾斜小(3°)



○みかんのマルチドリップ灌漑



かんがい用ホース

点滴かんがいとマルチ栽培

50a程度以上で整備

○大区画化

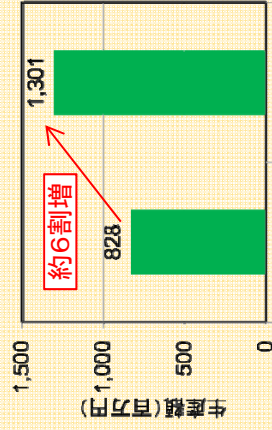


大型機械の導入

ハウス栽培

粗収益の増加

生産額(ぶどう・茶等)



(資料)事業計画書(駅館川地区)から試算

2. 実施要件

- ・作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る生産額がおおむね10%以上増加することが見込まれること。
- ・作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る生産額がおおむね50%以上増加することが見込まれること。

3. 実施主体

- ・国
- ・都道府県

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共）

【9, 500百万円】

対策のポイント

畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進します。

<背景/課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、我が国畜産の競争力の強化を図るためには、地域ぐるみの高収益型畜産体制（畜産クラスター）の取組を通じて、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現することが重要です。
- ・このため、畜産クラスター計画を策定した地域において、同計画に即して、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等の基盤整備を推進することが必要です。

政策目標

飼料作物の単位面積当たりの収量が25%以上増加するよう草地の整備等を推進

<主な内容>

1. 大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等の整備を推進します。

- ・主な工種：区画整理、暗渠排水 等

（国費率、補助率：2/3、1/2等
事業実施主体：国、都道府県、事業指定法人）

2. 家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備

効率的な飼料生産基盤を形成するため、家畜ふん尿を発酵してスラリーとして有効活用するための肥培かんがい施設等の整備を実施します。

- ・主な工種：肥培かんがい施設、排水施設 等

（国費率：4/5（北海道）
事業実施主体：国）

3. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善

効率的な飼料生産基盤を形成するため、土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を実施します。

- ・主な工種：整地、暗渠排水、排水施設 等

（国費率：3/4（北海道）
事業実施主体：国）

お問い合わせ先：

1の事業 生産局飼料課 (03-6744-2399)
農村振興局農地資源課 (03-6744-2207)
2の事業 農村振興局水資源課 (03-3502-6244)
3の事業 農村振興局防災課 (03-3502-6430)

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進(公共)

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、我が国畜産の競争力の強化を図るため、地域ぐるみの高収益型畜産体制(畜産クラスター)の取組を加速することが重要。
- このため、各地域で作成する畜産クラスター計画により、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、大型機械化体系に対応した草地・畑の一体的整備、草地の大区画化等の基盤整備を推進。

1. 事業内容

①大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等を推進

内容: 区画整理、暗渠排水 等国費率、補助率: 2/3、1/2 等

②家畜糞尿を活用した肥培かんがい施設の整備

家畜ふん尿を発酵スラリーとして有効活用するための肥培かんがい施設等の整備を推進

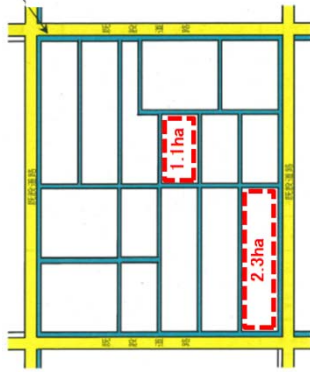
内容: 肥培かんがい施設、排水施設 等国費率: 4/5 (北海道)

③泥炭地帯における草地の排水不良の改善

土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を推進

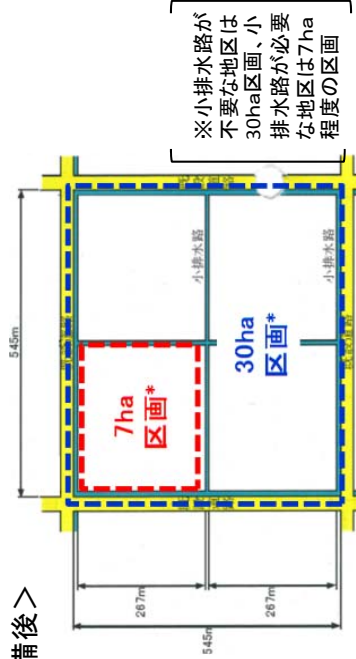
内容: 整地、暗渠排水、排水施設 等国費率: 3/4 (北海道)

<整備前>



現況の自然水路に合わせて整備

<整備後>



大区画による効率的な飼料生産

※小排水路が不要な地区は30ha区画、小排水路が必要な地区は7ha程度の区画



個人所有の農業機械による作業 作業幅: 3.2m



急傾斜地 山成に合わせて整備



大型作業機械による作業 作業幅: 9.7m



急傾斜地→緩傾斜地 生産性向上のため、緩傾斜に整地

<効果>

大区画化による作業効率向上の結果、適期収穫が可能となることや、基盤整備を通じた排水不良の改善等により、飼料作物の単位面積当たりの収量を25%以上増加



- ・飼料生産コストの低減
- ・地域ぐるみの収益性向上に大きく貢献

※TD入とは、飼料作物戸に含まれる農産物の

2. 実施要件

飼料作物の単位面積あたり収量が25%以上増加することが見込まれること。

3. 実施主体

- ・国
- ・都道府県、事業指定法人

農業農村整備事業（公共）

【46,800百万円】

対策のポイント

台風や豪雨等の自然災害への対策として、ため池など農業水利施設に係る老朽化対策等や農地の洪水被害防止等の防災・減災対策を実施。

<背景／課題>

- ・近年、集中豪雨や大規模な地震が発生しているところであり、今後も多くの災害の発生が危惧されています。
- ・農村地域の防災・減災を図るためには、ため池など農業水利施設の整備状況や利用状況等を把握し、農村地域全体における災害対策上の課題を整理した上で、地域の実情に即し、緊急性や重要性の観点から優先度に応じて防災減災・老朽化対策を加速化する必要があります。

政策目標

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積
(農地及び周辺地域の面積 約34万ha (うち農地面積 約28万ha) (平成32年度))

<主な内容>

農業水利施設等の防災・減災対策

周辺に住宅や公共施設等があり施設が損壊した場合に被害を与えるおそれがあるため池や排水機場などの農業水利施設に係る老朽化対策等や農地の洪水被害防止対策、農村地域の地すべり対策等の防災・減災対策を実施します。

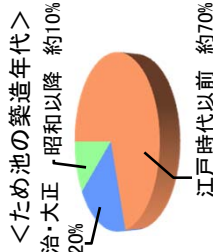
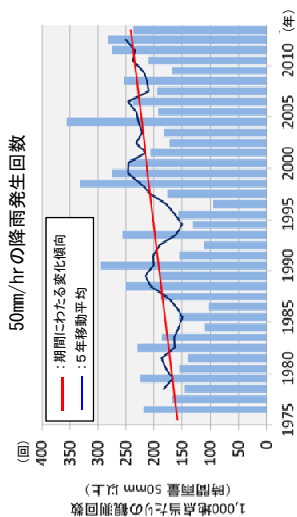
国費率、補助率：2／3、1／2等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、土地改良区等

[お問い合わせ先：農村振興局設計課 (03-3502-8695)]

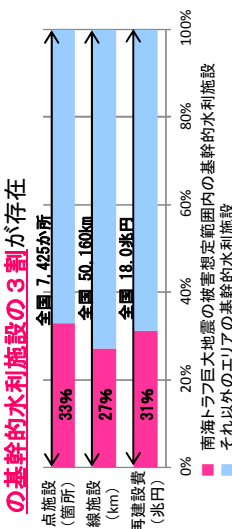
課題

集中豪雨・地震等の自然災害の激甚化

- 時間50mmを超える**豪雨の発生頻度は近年増加傾向**
- ため池は全国に20万か所。そのうちの主要な**ため池の約7割が江戸時代以前の築造**で、豪雨や地震に対して脆弱なものが多数

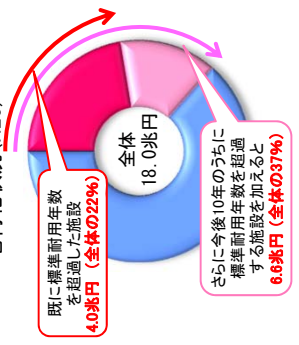


南海トラフ地震の被害想定エリアには**全国の基幹的水利施設の3割が存在**



- 基幹施設のうち、既に**標準耐用年数を超過した施設は2割**。今後、**10年間で耐用年数を超過する基幹水利施設を含めると、全体の4割に達する。**

基幹的水利施設の老朽化状況 (H26)



対策

- 豪雨・地震等の自然災害の激甚化や基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要。

● 洪水被害防止対策



● ため池の整備



● 施設の耐震化



災害復旧等事業（公共）

【41,772百万円】

対策のポイント

台風、豪雨等により被災した農林水産業施設・公共土木施設を早期に復旧するため災害復旧等事業を実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況下であり、平成29年においても7月の九州北部豪雨など多くの災害が発生しています。
- ・生産活動の維持や国土の保全、地域の安全・安心の確保を図るため、被災した施設の早期復旧が必要です。
- ・また、被災地域において、再度災害のおそれがある場合、施設の復旧に併せて隣接施設等の改築・補強等が必要です。

政策目標

被災した農林水産業施設・公共土木施設の速やかな復旧整備

<主な内容>

1. 災害復旧事業 34,945百万円

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施します。

農業施設災害復旧事業	18,672百万円
山林施設災害復旧事業	13,579百万円
漁港施設災害復旧事業	2,694百万円
国費率・補助率：6.5/10、5/10、2/3等	
事業実施主体：国・地方公共団体等	

2. 災害関連事業 6,827百万円

再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改築又は補強等を実施します。

農業施設災害関連事業	286百万円
山林施設災害関連事業	6,493百万円
漁港施設災害関連事業	48百万円
国費率・補助率：2/3、50/100等	
事業実施主体：国・地方公共団体等	

お問い合わせ先：

農業施設に関すること	農村振興局防災課	(03-6744-2211)
山林施設に関すること	林野庁治山課	(03-3501-4756)
漁港施設に関すること	水産庁防災漁村課	(03-3502-5638)